

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	抑制 00-02 <u>R 2</u>
提出年月日	令和 4 年 7 月 13 日

設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開（抑制）

（MO X 燃料加工施設）

1. 概要

- 本資料は、加工施設の技術基準に関する規則「第 34 条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備」に関して、基本設計方針に記載する事項、添付書類に記載すべき事項、補足説明すべき事項について整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通 06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

2. 本資料の構成

- 「共通 06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙として示し、別紙を以下の通り構成する。
 - 別紙 1：基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較
事業変更許可 本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図る。
 - 別紙 2：基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への展開事項の分類、第 1 回申請の対象、第 2 回以降の申請書ごとの対象設備を展開する。
 - 別紙 3：基本設計方針の添付書類への展開
基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書類単位で記載すべき事項を展開する。
 - 別紙 4：添付書類の発電炉との比較
添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がないかを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差があることが明らかな項目は比較対象としない（概要などは比較対象外）。
 - 別紙 5：補足説明すべき項目の抽出
基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべきものを抽出する。
 - 別紙 6：変更前記載事項の既設工認等との紐づけ
基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを示す。

別紙

抑制00-02 【本文、添付書類、補足説明項目への展開(抑制)】

別紙				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	7/13	2	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開	7/13	2	
別紙3	基本設計方針の添付書類への展開	9/10	0	※本別紙は追而とする。
別紙4	添付書類の発電炉との比較	9/10	0	※本別紙は追而とする。
別紙5	補足説明すべき項目の抽出	9/10	0	※本別紙は追而とする。
別紙6	変更前記載事項の既設工認等との紐づけ	9/10	0	※本別紙は追而とする。

別紙 1

基本設計方針の許可整合性、発電炉 との比較

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十四条（工場等外への放射性物質等の拡散を抑制するための設備）（1 / 19）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>（工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備） 第三十四条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故が発生した場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備が設けられていなければならない。放①, 抑①</p> <div data-bbox="172 821 513 1014" style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【「等」の解説】 「重大事故に至るおそれのある事故又は重大事故」を「重大事故等」と定義していることから許可の記載のとおりとした。</p> </div> <div data-bbox="172 1045 513 1182" style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【許可からの変更点等】 設工認において設計として明確化するため記載（語尾）を適正化した（以下同じ）。</p> </div> <div data-bbox="290 1682 1270 1934" style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>【凡例】 <u>下線</u>：基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ) <u>波線</u>：基本設計方針と許可の記載の内容変更部分 灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない事項 黄色ハッチング：発電炉設工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所 □：発電炉との差異の理由 □：許可からの変更点等</p> </div>	<p>第2章 個別項目 7. その他の加工施設 7.5 拡散抑制設備</p> <p>拡散抑制設備の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「3.自然現象」, 「5.火災等による損傷の防止」, 「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8.設備に対する要求事項」に基づくものとする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な重大事故等対処設備として、<u>放水設備及び抑制設備を設ける設計とする。放①-1, 抑①-1</u></p>	<p>ロ. 加工施設の一般構造 （ト） その他の主要な構造 （2） 重大事故等対処施設 ⑤ 拡散抑制設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、<u>工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。放①-1, 抑①-1</u> <u>工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備は、放水設備及び抑制設備で構成する。放①-1, 抑①-1</u></p>	<p>イ. 安全設計 （ホ） MOX燃料加工施設に関する「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」への適合性 （2） 重大事故等対処施設 ⑨ 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>（工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備） 第三十条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故が発生した場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を設けなければならない。 （解釈） 1 第30条に規定する「工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講じた設備をいう。 一 プルトニウムを取り扱う加工施設の各建物に放水できる設備を配備すること。 二 放水設備は、プルトニウムを取り扱う加工施設における航空機衝突による航空機燃料火災に対応できること。 三 放水設備は、移動等により、複数の方向からプルトニウムを取り扱う加工施設の各建物に向けて放水することが可能なこと。 四 放水設備は、プルトニウムを取り扱う加工施設の各建物の同時使用を想定し、必要な台数を配備すること。 五 建物への放水については、臨界安全に及ぼす影響をあらかじめ考慮すること。 六 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制する設備を整備すること。</p> <p>適合のための設計方針 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備として、燃料加工建屋で重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の拡散に至るおそれがある場合において、大気中への放射性物質の拡散を抑制するために放水設備を設ける設計とする。放◇ 放水設備は、移動等により複数の方向から燃料加工建屋に向けて放水することが</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較
 第三十四条（工場等外への放射性物質等の拡散を抑制するための設備）（2 / 19）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設では事業変更許可の記載に合わせて設備構成を記載しているが、発電炉では記載していない。 (以下同じ。)</p>	<p>7.5.1 放水設備 燃料加工建屋において重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の拡散に至るおそれがある場合、建屋に放水し、放射性物質の拡散を抑制するために必要な重大事故等対処設備として放水設備を設ける設計とする。放①-2</p> <p>燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合、泡消火又は放水による消火活動を実施するために必要な重大事故等対処設備として放水設備を設ける設計とする。放①-3</p> <p>放水設備は、大型移送ポンプ車(再処理施設と共用(以下同じ。))、可搬型放水砲(再処理施設と共用(以下同じ。))、可搬型建屋外ホース(再処理施設と共用(以下同じ。))、ホイールローダ(再処理施設と共用(以下同じ。))、可搬型放水砲流量計(再処理施設と共用(以下同じ。))及び可搬型放水砲圧力計(再処理施設と共用(以下同じ。))で構成し、放射性物質の拡散を抑制するとともに航空機燃料火災に対応できる設計とする。放①-4</p> <p>放射性物質の拡散を抑制するための対処及び航空機燃料火災への対処では、水供給設備の一部である第1貯水槽、ホース展張車及び運搬車を使用する。放⑧-1</p>	<p>ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備 (イ) 非常用設備の種類 (5) 拡散抑制設備 ① 放水設備 燃料加工建屋において重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の拡散に至るおそれがある場合、建屋に放水し、放射性物質の拡散を抑制するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。放①-2</p> <p>放射性物質の拡散を抑制するための対処及び航空機燃料火災への対処では、放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、可搬型建屋外ホース、ホイールローダ、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計、水供給設備の一部である第1貯水槽、ホース展張車及び運搬車並びに補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽及び軽油用タンクローリ【放⑩】を使用する。放①-4、放⑧-1</p> <p>燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合、泡消火又は放水による消火活動を実施するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。放①-3</p> <p>放水設備は、大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、可搬型建屋外ホース、ホイールローダ、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計で構成する。放①-4</p>	<p>可能な設計とし、必要な台数を配備する。放④ 建物への放水については、臨界安全に及ぼす影響をあらかじめ考慮し、実施する。放④ 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するために抑制設備を設ける設計とする。放④ また、燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応できる設計として、放水設備を設ける設計とする。放④</p> <p>ト. その他加工設備の附属施設 (イ) 非常用設備 (5) 拡散抑制設備 ① 放水設備 a. 概要 燃料加工建屋において重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の拡散に至るおそれがある場合、建屋に放水し、放射性物質の拡散を抑制するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。放④</p> <p>燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合、航空機燃料火災に対応するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。放④</p>	<p>3.2.10 原子炉建屋放水設備 (1) 大気への拡散抑制及び航空機燃料火災対応</p> <p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための重大事故等対処設備及び原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応できる設備として、原子炉建屋放水設備を設ける設計とする。</p>	

(双方の記載)
 <不一致の理由>
 放射性物質の拡散を抑制する方針は同じであるが、発電炉とMOX燃料加工施設の対象設備及び建屋の違いにより記載が異なる。(以下同じ)

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十四条（工場等外への放射性物質等の拡散を抑制するための設備）（3 / 19）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 航空機燃料火災に対応するための設計方針を明確にするため、記載を適正化した。また、「火災時に対応できる設計」に使用する資機材として泡消火薬剤について、保有量とともに記載した。</p>	<p>水供給設備の一部である第1貯水槽を常設重大事故等対処設備として設置する。放⑧-2</p> <p>水供給設備の一部であるホース展張車及び運搬車を可搬型重大事故等対処設備として配備する。放⑧-3</p> <p>水供給設備については、「I I-1 第2章 7.6 水供給設備」に示す。放⑧-4</p> <p>放水設備は、燃料加工建屋において重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の拡散に至るおそれがある場合、大型移送ポンプ車から供給する水を、可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲により燃料加工建屋に放水できる設計とする。放①-5</p> <p>放水設備は、燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合、大型移送ポンプ車から水及び泡消火薬剤（2m³）を、可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲へ供給することで、放水による消火活動を行い、航空機燃料火災に対応できる設計とする。放①-6</p>	<p>水供給設備の一部である第1貯水槽及び補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽【放□】を常設重大事故等対処設備として設置する。放⑧-2</p> <p>水供給設備の一部であるホース展張車及び運搬車並びに補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリ【放□】を可搬型重大事故等対処設備として配備する。放⑧-3</p> <p>水供給設備については、「ト. (イ)(6) 水供給設備」に、補機駆動用燃料補給設備については、「ト. (イ)(4) 補機駆動用燃料補給設備」【放□】に示す。放⑧-4</p> <p>放水設備は、燃料加工建屋において重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の拡散に至るおそれがある場合、大型移送ポンプ車から供給する水を、可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲により燃料加工建屋に放水できる設計とする。放①-5</p> <p>放水設備は、燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合、大型移送ポンプ車から供給する水を、可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲による泡消火又は放水による消火活動を行い、航空機燃料火災に対応できる設計とする。放①-6</p>	<p>(発電炉の記載) 〈不一致の理由〉 MOX燃料加工施設の放水設備の大型移送ポンプ車には、泡混合器が内蔵型のため、該当する記載がない。</p> <p>(発電炉の記載) 〈不一致の理由〉 航空機燃料火災への対応方針は同じであるが、設備構成が異なるため、該当する記載がない。</p> <p>(発電炉の記載) 〈不一致の理由〉 MOX燃料加工施設の放水設備の大型移送ポンプ車には、泡混合器が内蔵型のため、該当する記載がない。</p>	<p>大気への放射性物質の拡散を抑制するための重大事故等対処設備として、原子炉建屋放水設備は、可搬型代替注水大型ポンプにより海水を取水し、ホース等を経由して放水砲から原子炉建屋へ放水できる設計とする。</p> <p>原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための重大事故等対処設備として、原子炉建屋放水設備は、可搬型代替注水大型ポンプにより泡混合器を通して、海水を泡消火薬剤と混合しながらホース等を経由して放水砲から原子炉建屋周辺へ放水できる設計とする。</p> <p>泡消火薬剤容器（大型ポンプ用）は、航空機燃料火災への泡消火に対応するために必要な容量の泡消火薬剤を保管できる設計とする。泡消火薬剤の保有数は、必要な容量として5m³確保し、故障時の予備用として5m³の計10m³を保管する。なお、泡消火薬剤容器（大型ポンプ用）の容量は1m³/個であり、確保された泡消火薬剤5m³を1m³毎に分け5個、予備用の泡消火薬剤5m³を1m³毎に分け5個の計10個を保管する。</p> <p>泡混合器は、航空機燃料火災に対応するため、可搬型代替注水大型ポンプ、放水砲及び泡消火薬剤容器（大型ポンプ用）に接続することで、泡消火薬剤を混合して放水できる設計とする。また、泡混合器の保有数は、航空機燃料</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十四条（工場等外への放射性物質等の拡散を抑制するための設備）（4 / 19）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「移動等」とは移動や放水方向の変更であり、複数の方向から放水することの総称として許可の記載のとおりとした。</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ MOX 燃料加工施設の事業変更許可の記載に合わせて、可搬型放水砲の運搬に係る設計方針を記載した。</p> <p>（双方の記載） ＜不一致の理由＞ 発電炉、MOX 燃料加工施設ともに重大事故等に対処するためのパラメータを計測する方針は同じであるが、MOX 燃料加工施設と発電炉では計測するパラメータ及び計測設備が異なるため。</p> <p>（双方の記載） ＜不一致の理由＞ 発電炉、MOX 燃料加工施設ともに計測する装置の電源要求（外部電源を期待できない場合）の方針は同じであるが、MOX 燃料加工施設と発電炉にて設備構成が異なるため。</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ MOX 燃料加工施設の事業変更許可の記載に合わせて臨界安全に及ぼす影響の考慮を記載しているが、発電炉では記載していない。</p>	<p>放水設備は、移動等により複数の方向から燃料加工建屋に向けて放水することが可能な設計とする。放①-7</p> <p>放水設備の可搬型放水砲は、放水設備のホイールローダを用いて運搬できる設計とする。放①-8</p> <p>放水系統には、放水設備の可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計を設置し、放水時の流量及び圧力を確認できる設計とする。放①-9</p> <p>放水設備の可搬型放水砲流量計は、乾電池を使用する設計とする。放①-10</p> <p>建物への放水については、臨界安全に及ぼす影響をあらかじめ考慮して行うことを、保安規定に定めて、管理する。放①-11</p>	<p>放水設備は、移動等により複数の方向から燃料加工建屋に向けて放水することが可能な設計とする。放①-7</p> <p>放水設備の可搬型放水砲は、放水設備のホイールローダを用いて運搬できる設計とする。放①-8</p> <p>（双方の記載） ＜不一致の理由＞ 放水に係る方針は同じであるが、対象となる建屋の違いから記載が異なる。</p> <p>放水系統には、放水設備の可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計を設置し、放水時の流量及び圧力を確認できる設計とする。放①-9</p> <p>放水設備の可搬型放水砲流量計は、乾電池を使用する設計とする。放①-10</p>	<p>放水設備は、移動等により複数の方向から燃料加工建屋に向けて放水することが可能な設計とする。放①</p> <p>放水設備は、燃料加工建屋の放水に必要な台数を配備する。放①</p> <p>放水系統には、放水設備の可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計を設置し、放水時の流量及び圧力を確認できる設計とする。放①</p> <p>放水設備の可搬型放水砲流量計は、乾電池を使用する設計とする。放①</p> <p>建物への放水については、臨界安全に及ぼす影響をあらかじめ考慮し、実施する。放①-11</p> <p>燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために放水設備による消火活動を行う。放①</p>	<p>火災に対応するため、1個と故障時の予備として1個の合計2個を保管する。</p> <p>可搬型代替注水大型ポンプ及び放水砲は、設置場所を任意に設定し、複数の方向から原子炉建屋に向けて放水できる設計とする。</p> <p>2.1 計測装置等 2.1.1 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び重大事故等時における計測重大事故等が発生し、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータとして、原子炉圧力容器内の温度、圧力及び水位、原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水量、原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度及び酸素濃度、原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度並びに未臨界の維持又は監視、最終ヒートシンクの確保、格納容器バイパスの監視、水源の確保に必要なパラメータを計測する装置を設ける設計とする。</p> <p>2.4 電源喪失時の計測 炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置の電源は、非常用交流電源設備又は非常用直流電源設備の喪失等により計器電源が喪失した場合において、代替電源設備として常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備を使用できる設計とする。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十四条（工場等外への放射性物質等の拡散を抑制するための設備）（5 / 19）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の27条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備の条文に展開して記載しているため。</p>	<p>放水設備は、再処理施設と共用する。 放③-1</p> <p>再処理施設と共用する放水設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、十分な数量を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。 放③-2, 放④-1</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、可搬型建屋外ホース、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、故障時バックアップを含めて必要な数量を燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。放②-1</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 放③-3</p> <p>屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。放③-4</p> <p>再処理施設と共用する大気中への放射性物質の拡散を抑制するために使用する放</p>	<p>放水設備は、再処理施設と共用する。 放③-1</p> <p>放水設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、十分な数量を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。放③-2, 放④-1</p> <p>【許可からの変更点等】 基本設計方針の内容を明確化するため主語を適正化した。(以下同じ)</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、可搬型建屋外ホース、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、故障時のバックアップを含めて必要な数量を燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。放②-1</p> <p>【許可からの変更点等】 設計方針の内容を明確にするため、30条重大事故等対処設備の基本方針に記載する。位置的分散に係る設計方針を追記した。</p> <p>【「等」の解説】 「固縛等」が指す具体的な内容は設備によって異なり、添付書類において明確化するため、基本設計方針では等のままとした。(以下同じ)</p> <p>屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。放③-4</p> <p>再処理施設と共用する大気中への放射性物質の拡散を抑制するために使用する放</p>	<p>放水設備は、再処理施設と共用する。放 ◇</p> <p>b. 設計方針 (a) 共通要因故障に対する考慮 基本方針については、「イ.(ハ)(1)① a. 共通要因故障に対する考慮」に示す。放◇ i. 可搬型重大事故等対処設備 放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、可搬型建屋外ホース、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、故障時のバックアップを含めて必要な数量を燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。放◇</p> <p>(b) 悪影響防止 基本方針については、「イ.(ハ)(1)① b. 悪影響防止」に示す。放◇ i. 可搬型重大事故等対処設備放◇ 放水設備の大型移送ポンプ車は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。放③-3</p> <p>屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。放◇</p> <p>(c) 個数及び容量 基本方針については、「イ.(ハ)(1)② 個数及び容量」に示す。放◇ i. 可搬型重大事故等対処設備 再処理施設と共用する大気中への放射性物質の拡散を抑制するために使用する放</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十四条（工場等外への放射性物質等の拡散を抑制するための設備）（6 / 19）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 仕様表対象設備の具体的な仕様は仕様表にて示すため、個数、容量等については基本設計方針に記載しない。 (以下同じ)</p> <p>(当社の記載) 〈不一致の理由〉 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の27条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備の条文に展開して記載しているため。</p>	<p>る放水設備の大型移送ポンプ車は、燃料加工建屋の最高点である屋上全般にわたって放水設備の可搬型放水砲で放水するための水を供給する設計とする。放③-5,放④-2 放水設備の可搬型放水砲で最大の容量の放水を可能にするため、放水設備の大型移送ポンプ車は、必要な容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。放③-6,放④-3</p> <p>再処理施設と共用する燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車は、燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために放水設備の可搬型放水砲で放水するための水を供給する設計とする。放③-7,放④-4</p> <p>放水設備の可搬型放水砲で放水する最大の容量に対して放水設備の大型移送ポンプ車は、必要な容量を有する設計とする。放③-8,放④-5</p> <p>燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車は、必要な台数を確保する設計とするとともに、大気中への放射性物質の拡散を抑制するために使用する放水設備の大型移送ポンプ車を兼用する設計とする。放③-9,放④-6</p> <p>再処理施設と共用する大気中への放射性物質の拡散を抑制するために使用する放水設備の可搬型放水砲は、燃料加工建屋の最高点である屋上全般にわたって放水するために必要な容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。放③-10,放④-7</p> <p>再処理施設と共用する燃料加工建屋周</p>	<p>水設備の大型移送ポンプ車は、燃料加工建屋の最高点である屋上全般にわたって放水設備の可搬型放水砲で放水するための水を供給する。放③-5,放④-2</p> <p>放水設備の可搬型放水砲で放水する最大の流量が約900m³/hであり、【放②】放水設備の可搬型放水砲の放水を可能にするために、放水設備の大型移送ポンプ車は、約1800m³/hの【放②】送水流量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として8台【放②】、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを9台の合計17台以上を【放②】確保する。放③-6,放④-3</p> <p>再処理施設と共用する燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車は、燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために放水設備の可搬型放水砲で放水するための水を供給する。放③-7,放④-4</p> <p>放水設備の可搬型放水砲で放水する最大の流量が約900m³/h【放②】に対して放水設備の大型移送ポンプ車は、約1800m³/h【放②】の送水流量を有する設計とする。放③-8,放④-5</p> <p>燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車の必要数は2台であり、【放②】大気中への放射性物質の拡散を抑制するために使用する放水設備の大型移送ポンプ車を兼用する。放③-9,放④-6</p> <p>再処理施設と共用する大気中への放射性物質の拡散を抑制するために使用する放水設備の可搬型放水砲は、燃料加工建屋の最高点である屋上全般にわたって放水するために必要な容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として7台、【放②】予備として故障時のバックアップを7台の合計14台以上を【放②】確保する。放③-10,放④-7</p> <p>再処理施設と共用する燃料加工建屋周辺</p>	<p>水設備の大型移送ポンプ車は、燃料加工建屋の最高点である屋上全般にわたって放水設備の可搬型放水砲で放水するための水を供給する。放④</p> <p>放水設備の可搬型放水砲で放水する最大の流量が約900m³/hであり、放水設備の可搬型放水砲の放水を可能にするために、放水設備の大型移送ポンプ車は、約1800m³/hの送水流量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として8台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを9台の合計17台以上を確保する。放④</p> <p>再処理施設と共用する燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車は、燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために放水設備の可搬型放水砲で放水するための水を供給する。放④</p> <p>放水設備の可搬型放水砲で放水する最大の流量が約900m³/hに対して放水設備の大型移送ポンプ車は、約1800m³/hの送水流量を有する設計とする。放④</p> <p>燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車の必要数は2台であり、大気中への放射性物質の拡散を抑制するために使用する放水設備の大型移送ポンプ車を兼用する。放④</p> <p>再処理施設と共用する大気中への放射性物質の拡散を抑制するために使用する放水設備の可搬型放水砲は、燃料加工建屋の最高点である屋上全般にわたって放水するために必要な容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として7台、予備として故障時のバックアップを7台の合計14台以上を確保する。放④</p> <p>再処理施設と共用する燃料加工建屋周辺</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十四条（工場等外への放射性物質等の拡散を抑制するための設備）（7 / 19）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p data-bbox="172 315 522 583">【当社の記載】 〈不一致の理由〉 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の27条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備の条文に展開して記載しているため。</p> <p data-bbox="172 751 522 982">【許可からの変更点】 可搬型建屋外ホースについては、具体的な数量を仕様表にて示すため、大型移送ポンプ車等の保有数と同じ表現に適正化した。</p> <p data-bbox="172 1738 522 1906">【許可からの変更点】 基本設計方針対象設備の個数については、許可本文に記載の個数を踏まえ基本設計方針にて記載する。</p>	<p data-bbox="557 268 1026 472">辺における航空機衝突による航空機燃料火災に使用する放水設備の可搬型放水砲は、燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために必要な容量を有する設計とする。放③-11,放④-8</p> <p data-bbox="557 514 1026 745">燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に使用する放水設備の可搬型放水砲は、必要な台数を確保する設計とするとともに、大気中への放射性物質の拡散を抑制するために使用する放水設備の可搬型放水砲を兼用する設計とする。放③-12,放④-9</p> <p data-bbox="557 787 1026 976">再処理施設と共用する放水設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対処に必要な流路を確保するため、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。放③-13,放④-10</p> <p data-bbox="557 1018 1026 1354">再処理施設と共用する放水設備の可搬型放水砲流量計は、放水設備の可搬型放水砲の放水量を監視するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な測定範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。放③-14,放④-11</p> <p data-bbox="557 1396 1026 1690">再処理施設と共用する放水設備の可搬型放水砲圧力計は、放水設備の可搬型放水砲の放水時の圧力を監視するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な測定範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。放③-15,放④-12</p> <p data-bbox="557 1732 1026 1963">再処理施設と共用する放水設備のホイールローダは、可搬型放水砲を運搬できる設計とするとともに、保有数は、必要数として3台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台の合計7台以上を確保する設計とする。放③-16,放④-13</p>	<p data-bbox="1056 268 1525 472">における航空機衝突による航空機燃料火災に使用する放水設備の可搬型放水砲は、燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために必要な容量を有する設計とする。放③-11 放④-8</p> <p data-bbox="1056 514 1525 703">燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に使用する放水設備の可搬型放水砲の必要数は1台であり、【放②】大気中への放射性物質の拡散を抑制するために使用する放水設備の可搬型放水砲を兼用する。放③-12,放④-9</p> <p data-bbox="1056 787 1525 976">再処理施設と共用する放水設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対処に必要な流路を確保するための必要数を確保することに加えて、予備として故障時のバックアップを確保する。放③-13,放④-10</p> <p data-bbox="1056 1018 1525 1354">再処理施設と共用する放水設備の可搬型放水砲流量計は、放水設備の可搬型放水砲の放水量を監視するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な0～1800m³/hの【放②】測定範囲を有する設計とするとともに、保有数は必要数として7台、【放②】予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを14台の合計21台以上を【放②】確保する。放③-14,放④-11</p> <p data-bbox="1056 1396 1525 1690">再処理施設と共用する放水設備の可搬型放水砲圧力計は、放水設備の可搬型放水砲の放水時の圧力を監視するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な0～1.6MPaの【放②】測定範囲を有する設計とするとともに保有数は必要数として7台、【放②】予備として故障時のバックアップを7台の合計14台以上を【放②】確保する。放③-15,放④-12</p>	<p data-bbox="1555 268 2024 472">における航空機衝突による航空機燃料火災に使用する放水設備の可搬型放水砲は、燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために必要な容量を有する設計とする。放④</p> <p data-bbox="1555 514 2024 724">燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に使用する放水設備の可搬型放水砲の必要数は1台であり、大気中への放射性物質の拡散を抑制するために使用する放水設備の可搬型放水砲を兼用する。放④</p> <p data-bbox="1555 787 2024 955">再処理施設と共用する放水設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対処に必要な流路を確保するための必要数を確保することに加えて、予備として故障時のバックアップを確保する。放④</p> <p data-bbox="1555 1018 2024 1333">再処理施設と共用する放水設備の可搬型放水砲流量計は、放水設備の可搬型放水砲の放水量を監視するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な0～1800m³/hの測定範囲を有する設計とするとともに、保有数は必要数として7台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを14台の合計21台以上を確保する。放④</p> <p data-bbox="1555 1396 2024 1690">再処理施設と共用する放水設備の可搬型放水砲圧力計は、放水設備の可搬型放水砲の放水時の圧力を監視するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な0～1.6MPaの測定範囲を有する設計とするとともに保有数は必要数として7台、予備として故障時のバックアップを7台の合計14台以上を確保する。放④</p>	<p data-bbox="2083 224 2493 262">発電炉設工認 基本設計方針</p>	<p data-bbox="2647 224 2712 262">備考</p> <p data-bbox="2546 1894 2748 1963">放③-16,放④-13 (P12から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十四条（工場等外への放射性物質等の拡散を抑制するための設備）（8 / 19）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p style="background-color: #FFD700; padding: 5px;">（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の27条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備の条文中に展開して記載しているため。</p>	<p>放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。放⑤-1</p> <p>屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。放⑤-2</p> <p>屋外に保管する放水設備の可搬型建屋外ホースは、風（台風）及び竜巻に対して風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。放⑤-3</p> <p>放水設備の可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。放⑤-4</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲流量計は「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。放⑤-5</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、可搬型建屋外ホース、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。放⑤-6</p>	<p>放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。放⑤-1</p> <p>屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。放⑤-2</p> <p>屋外に保管する放水設備の可搬型建屋外ホースは、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。放⑤-3</p> <p>放水設備の可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。放⑤-4</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲流量計は「ロ. (ト)(2)② e. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。放⑤-5</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、可搬型建屋外ホース、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。放⑤-6</p>	<p>(d) 環境条件等 基本方針については、「イ. (ハ)(1)③ 環境条件等」に示す。放⑤ i. 可搬型重大事故等対処設備 放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。放⑤</p> <p>屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。放⑤</p> <p>屋外に保管する放水設備の可搬型建屋外ホースは、風（台風）及び竜巻に対して風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。放⑤</p> <p>放水設備の可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。放⑤</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲流量計は「イ. (ハ)(1)⑤ 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。放⑤</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、可搬型建屋外ホース、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。放⑤</p>	<p>【許可からの変更点等】 「コンテナ等」は、複数種類のコンテナの総称として許可の記載のとおりとした。（以下同じ）</p> <p>【「等」の解説】 「風（台風）等」について、考慮している自然現象の内容は個々の設備の評価とあわせて明確化するため、基本設計方針では等のままとした。（以下同じ）</p> <p>【許可からの変更点等】 表現の統一化。（以下同じ）</p> <p>【許可からの変更点等】 基本設計方針の内容を明確化するため主語を適正化した。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較
 第三十四条（工場等外への放射性物質等の拡散を抑制するための設備）（9 / 19）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の27条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 接続方法を統一する考え方は同じだが、本条文での対応がないため、差異として抽出した。</p>	<p>放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。放⑤-7</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、可搬型建屋外ホース、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。放⑥-1</p>	<p>放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。放⑤-7</p> <p>【許可からの変更点等】 設計方針の内容を明確にするため30条重大事故等対処設備の基本設計方針に記載する操作性に係る設計方針を追記した。(以下同じ)</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、可搬型建屋外ホース、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、コネクタ接続に統一することにより、現場での接続が可能な設計とする。放⑥-1</p>	<p>屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響（降下火砕物による積載荷重）に対しては除灰する手順を整備する。放④</p> <p>屋外に保管する放水設備の可搬型建屋外ホースは、コンテナ等に収容し、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響（降下火砕物による積載荷重）に対しては除灰する手順を整備する。放④</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。放⑤-7</p> <p>(e) 操作性の確保 基本方針については、「イ.(ハ)(1)④ a. 操作性の確保」に示す。放④ 放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、可搬型建屋外ホース、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、コネクタ接続に統一することにより、現場での接続が可能な設計とする。放④</p> <p>c. 主要設備の仕様 放水設備の主要設備の仕様を添5第49表に示す。放④</p> <p>d. 系統構成及び主要設備 燃料加工建屋において重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の拡散に至るおそれがある場合において、大気中への放射性物質の拡散抑制及び燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災の対応を行うための重大事故等対処設備として、放水設備を使用する。放④ 放水設備は、大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、可搬型建屋外ホース、ホイールローダ、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計で構成する。放④</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較
第三十四条（工場等外への放射性物質等の拡散を抑制するための設備）（10 / 19）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>放射性物質の拡散を抑制するための対処では、放水設備に加えて、水供給設備の一部である第1貯水槽、ホース展張車及び運搬車、補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽及び軽油用タンクローリ、代替火災感知設備の一部である火災状況確認用温度計、火災状況確認用温度表示装置及び可搬型グローブボックス温度表示端末並びに外部放出防止設備の一部である可搬型ダンパ出口風速計を使用する。放◇</p> <p>航空機燃料火災への対処では、放水設備に加えて、水供給設備の一部である第1貯水槽、ホース展張車及び運搬車並びに補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽及び軽油用タンクローリを使用する。放◇</p> <p>水供給設備の一部である第1貯水槽、補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽並びに代替火災感知設備の一部である火災状況確認用温度計及び火災状況確認用温度表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する。放◇</p> <p>水供給設備の一部であるホース展張車及び運搬車、補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリ、代替火災感知設備の一部である可搬型グローブボックス温度表示端末並びに外部放出抑制設備の一部である可搬型ダンパ出口風速計を可搬型重大事故等対処設備として配備する。放◇</p> <p>水供給設備については、「ト. (イ)(6)④ 系統構成及び主要設備」に、補機駆動用燃料補給設備については、「ト. (イ)(4)④ 系統構成」に、代替火災感知設備については、「ト. (イ)(1)③ a. (b) 系統構成及び主要設備」に、外部放出抑制設備については、「ホ. (イ)(2)① b. 系統構成及び主要設備」に示す。放◇</p> <p>燃料加工建屋において重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の拡散に至るおそれがある場合、放射性物質の拡散を</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較
 第三十四条（工場等外への放射性物質等の拡散を抑制するための設備）（11 / 19）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の27条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開して記載しているため。</p>	<p>放水設備の大型移送ポンプ車は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、員数確認、性能確認、分解点検等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、分解点検等が可能な設計とする。放⑦-1</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車は、車両として運転状態の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。放⑦-2</p> <p>放水設備の可搬型放水砲は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観の確</p>	<p>放水設備の大型移送ポンプ車は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、員数確認、性能確認、分解点検等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、分解点検等が可能な設計とする。放⑦-1</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車は、車両として運転状態の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。放⑦-2</p> <p>放水設備の可搬型放水砲は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観の確認が可</p>	<p>抑制するために、可搬型放水砲の設置場所を任意に設定し、大型移送ポンプ車から供給する水を、可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲へ供給し、建物へ放水できる設計とする。放水系統には、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計を接続し、放水時の流量及び圧力を確認できる設計とする。放◇</p> <p>燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災の対応を行うために、可搬型放水砲の設置場所を任意に設定し、大型移送ポンプ車から供給する水を、可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲へ供給し、泡消火又は放水による消火活動ができる設計とする。放水系統には、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計を接続し、放水時の流量及び圧力を確認できる設計とする。放◇</p> <p>可搬型放水砲は、ホイールローダを用いて運搬できる設計とする。放◇</p> <p>可搬型放水砲流量計は、乾電池を使用する設計とする。放◇</p> <p>放水設備の系統概要図を添5第73図及び添5第74図に示す。重大事故等に対処するために必要なパラメータに係る計測範囲、重大事故時のプロセスの変動範囲及び個数を添5第50表に示す。放◇</p> <p>e. 試験・検査 基本方針については、「イ.(ハ)(1)① b. 試験・検査性」に示す。放◇</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、員数確認、性能確認、分解点検等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、分解点検等が可能な設計とする。放◇</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車は、車両として運転状態の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。放◇</p> <p>放水設備の可搬型放水砲は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観の確認が可</p>	<p>【「等」の解説】 詳細な点検・検査及び保守・修理の方法については、保安規定に基づき策定する施設管理実施計画において明確化するため、基本設計方針では「等」のままとした。(以下同じ)</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十四条（工場等外への放射性物質等の拡散を抑制するための設備）（12 / 19）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<div style="border: 1px solid black; background-color: #FFD700; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>（当社の記載） <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の27条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開して記載しているため。</p> </div>	<p>認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。放⑦-3</p> <p>放水設備の可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、模擬入力による機能、性能の確認及び校正並びに外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。放⑦-4</p>	<p>能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。放⑦-3</p> <p>放水設備の可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、模擬入力による機能、性能の確認及び校正並びに外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。放⑦-4</p> <p>a. 主要な設備 [可搬型重大事故等対処設備] 大型移送ポンプ車（再処理施設と共用） 台 数 17台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを9台） 容 量 約1800m³/h/台 可搬型放水砲（再処理施設と共用） 台 数 14台（予備として故障時のバックアップを7台）放②</p> <p>ホイールローダ（再処理施設と共用） 台 数 7台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを4台） 放③-16, 放④-13</p> <p>可搬型建屋外ホース（再処理施設と共用） 数 量 1式放②</p> <p>可搬型放水砲流量計（再処理施設と共用） 台 数 21台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを14台） 計測範囲 0～1800 m³/h 測定方式 電磁式放②</p> <p>可搬型放水砲圧力計（再処理施設と共用） 台 数 14台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを7台） 計測範囲 0～1.6MPa 測定方式 圧力式放②</p>	<p>能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。放④</p> <p>放水設備の可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、模擬入力による機能、性能の確認及び校正並びに外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。放④</p>		<p>放③-16, 放④-13 (P7～)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十四条（工場等外への放射性物質等の拡散を抑制するための設備）（13 / 19）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) 〈不一致の理由〉 MOX 燃料加工施設の事業変更許可の記載に合わせて MOX 燃料加工施設の敷地に隣接する尾駁沼を記載しているが、発電炉では記載していない。</p> <p>【許可からの変更点等】 設工認において設計として明確化するため記載（語尾）を適正化した（以下同じ）</p> <p>(当社の記載) 〈不一致の理由〉 MOX 燃料加工施設では事業変更許可の記載に合わせて設備構成を記載しているが、発電炉では記載していない。（以下同じ）</p>	<p>7.5.2 抑制設備</p> <p>燃料加工建屋において重大事故等が発生し、大気中へ拡散した放射性物質が建物への放水によって MOX 燃料加工施設の敷地に隣接する尾駁沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合、放射性物質の流出を抑制するために必要な重大事故等対処設備として、抑制設備を設ける設計とする。抑①-2</p> <p>抑制設備は、可搬型汚濁水拡散防止フェンス(再処理施設と共用(以下同じ。))、放射性物質吸着材(再処理施設と共用(以下同じ。))、小型船舶(再処理施設と共用(以下同じ。))、可搬型中型移送ポンプ運搬車(再処理施設と共用(以下同じ。))及び運搬車(再処理施設と共用(以下同じ。))で構成し、<u>放射性物質の流出を抑制できる設計とする。</u>抑①-3, 抑①-4</p> <p>放射性物質の流出を抑制するための対処では、水供給設備の一部であるホース展張車を使用する。抑⑧-1</p> <p>水供給設備の一部であるホース展張車を可搬型重大事故等対処設備として配備する。抑⑧-2 水供給設備については「I I-1 第2章 7.6 水供給設備」に示す。 抑⑧-3</p> <p>抑制設備は、燃料加工建屋において重大事故等が発生し、MOX 燃料加工施設の敷地に隣接する尾駁沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合、MOX 燃料加工施設の敷地を通る排水路</p>	<p>ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備 (イ) 非常用設備の種類 (5) 拡散抑制設備 ② 抑制設備</p> <p>燃料加工建屋において重大事故等が発生し、MOX燃料加工施設の敷地に隣接する尾駁沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合、<u>放射性物質の流出を抑制するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</u>抑①-2</p> <p>放射性物質の流出を抑制するための対処では、<u>抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材、小型船舶、可搬型中型移送ポンプ運搬車及び運搬車、水供給設備の一部であるホース展張車並びに補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽【抑⑩】を使用する。</u>抑①-3, 抑⑧-1</p> <p>抑制設備は、可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材、小型船舶、可搬型中型移送ポンプ運搬車及び運搬車で構成する。抑①-4</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。抑⑩ 水供給設備の一部であるホース展張車を可搬型重大事故等対処設備として配備する。抑⑧-2 補機駆動用燃料補給設備については「ト. (イ)(4) 補機駆動用燃料補給設備」に、【抑⑩】水供給設備については「ト. (イ)(6) 水供給設備」に示す。抑⑧-3</p> <p>抑制設備は、燃料加工建屋において重大事故等が発生し、MOX燃料加工施設の敷地に隣接する尾駁沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合、<u>MOX燃料加工施設の敷地を通る排水路に可</u></p>	<p>ト. その他加工設備の附属施設 (イ) 非常用設備 (5) 拡散抑制設備 ② 抑制設備 a. 概要 燃料加工建屋において重大事故等が発生し、大気中へ拡散した放射性物質が建物への放水によってMOX燃料加工施設の敷地に隣接する尾駁沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合、<u>放射性物質の流出を抑制するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</u>抑①-2</p> <p>(双方の記載) 〈不一致の理由〉 放射性物質の拡散を抑制する方針は同じであるが、発電炉と MOX 燃料加工施設の対象設備の違いにより記載が異なる。</p> <p>MOX燃料加工施設の敷地を通る排水路</p>	<p>3.2.10 原子炉建屋放水設備</p> <p>(2) 海洋への拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための重大事故等対処設備として、海洋拡散抑制設備を設ける設計とする。</p> <p>海洋への放射性物質の拡散を抑制するた</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十四条（工場等外への放射性物質等の拡散を抑制するための設備）（14 / 19）

<p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ MOX 燃料加工施設の事業変更許可の記載に合わせて放射性物質等の流出抑制のため放射性物質吸着材を使用する設計を記載しているが、発電炉では記載していない。</p>	<p>（雨水集水樹 5 箇所）に可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材を設置して、放射性物質の流出を抑制できる設計とする。抑①-5</p> <p>抑制設備は、海洋への放射性物質の流出を抑制するために、可搬型汚濁水拡散防止フェンスを尾駁沼（2 箇所）へ設置して、放射性物質の流出を抑制できる設計とする。抑①-6</p>	<p>可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材を設置して、放射性物質の流出を抑制できる設計とする。抑①-5</p> <p>抑制設備は、海洋への放射性物質の流出を抑制するために、可搬型汚濁水拡散防止フェンスを尾駁沼へ設置して、放射性物質の流出を抑制できる設計とする。抑①-6</p>	<p>に可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材を設置する。抑①</p> <p>海洋への放射性物質の流出を抑制するために尾駁沼に可搬型汚濁水拡散防止フェンスを設置する。抑①</p>	<p>めの重大事故等対処設備として、海洋拡散抑制設備は、汚濁防止膜等で構成し、汚濁防止膜（可搬型）は、汚染水が発電所から海洋に流出する 12 箇所（雨水排水路集水樹 9 箇所及び放水路 3 箇所）に設置できる設計とする。</p>
<p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ MOX 燃料加工施設の事業変更許可の記載に合わせて放射性物質吸着材、小型船舶及び可搬型汚濁水拡散防止フェンスの運搬に係る設計方針を記載した。</p>	<p>抑制設備の放射性物質吸着材及び小型船舶は、運搬車により運搬できる設計とする。抑①-7</p> <p>排水路に設置する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、運搬車により運搬できる設計とする。抑①-8</p> <p>尾駁沼に設置する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、ホース展張車及び可搬型中型移送ポンプ運搬車で運搬できる設計とする。抑①-9</p>	<p>抑制設備の放射性物質吸着材及び小型船舶は、運搬車により運搬できる設計とする。抑①-7</p> <p>排水路に設置する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、運搬車により運搬できる設計とする。抑①-8</p> <p>尾駁沼に設置する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、ホース展張車及び可搬型中型移送ポンプ運搬車で運搬できる設計とする。抑①-9</p>	<p>【許可からの変更点】 発電炉の汚濁防止膜（可搬型）に係る記載を踏まえて、基本設計方針対象設備である可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材の設置が必要な箇所を明確にするよう追記した。（以下同じ）</p>	
<p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ MOX 燃料加工施設の事業変更許可の記載に合わせて放射性物質吸着材、小型船舶及び可搬型汚濁水拡散防止フェンスの運搬に係る設計方針を記載した。</p>	<p>抑制設備は、再処理施設と共用する。抑③-1</p>	<p>抑制設備は、再処理施設と共用する。抑③-1</p>	<p>抑制設備は、再処理施設と共用する。抑③</p>	
<p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の 27 条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開して記載しているため。</p>	<p>再処理施設と共用する抑制設備は、MOX 燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処で同様の対処を実施することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。抑③-2, 抑④-1</p>	<p>抑制設備は、MOX 燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処で同様の対処を実施することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。抑③-2, 抑④-1</p>	<p>b. 設計方針 (a) 共通要因故障に対する考慮 基本方針については、「イ. (ハ) (1) ① a. 共通要因故障に対する考慮」に示す。抑④</p>	
<p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の 27 条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開して記載しているため。</p>	<p>抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶は、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、故障時のバックアップを含めて必要な数量を複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。抑②-1</p>	<p>【許可からの変更点等】 設計方針の内容を明確にするため、30 条重大事故等対処設備の基本設計方針に記載する位置的分散に係る内容を追記した。</p> <p>抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶は、故障時のバックアップを含めて必要な数量を複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。抑②-1</p>	<p>i. 可搬型重大事故等対処設備 抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶は、故障時のバックアップを含めて必要な数量を複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。抑④</p> <p>(b) 悪影響防止 基本方針については、「イ. (ハ) (1) ① b. 悪影響防止」に示す。抑④ i. 可搬型重大事故等対処設備</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十四条（工場等外への放射性物質等の拡散を抑制するための設備）（15 / 19）

<p>【「等」の解説】 「固縛等」が指す具体的な内容は設備によって異なり、添付書類において明確化するため、基本設計方針では等のままとした。（以下同じ）</p>	<p>屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。抑③-3</p>	<p>屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。抑③-3</p>	<p>屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。抑④</p>		
<p>（当社の記載） 〈不一致の理由〉 MOX燃料加工施設の事業変更許可の記載に合わせて河川、湖沼等を記載しているが、発電炉では記載していない。</p>	<p>再処理施設と共用する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するため、設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。抑③-4、抑④-2</p>	<p>再処理施設と共用する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するため、設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計とするとともに、必要数を確保することに加えて、予備として故障時のバックアップを確保する。抑③-4、抑④-2</p>	<p>（c） 個数及び容量 基本方針については、「イ.（ハ）（1）② 個数及び容量」に示す。抑④ i. 可搬型重大事故等対処設備 再処理施設と共用する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するため、設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計とするとともに、必要数を確保することに加えて、予備として故障時のバックアップを確保する。抑④</p>	<p>汚濁防止膜（可搬型）は、海洋への放射性物質の拡散を抑制するため、設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計とする。</p>	
	<p>可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、必要数として、雨水集水樹 5 箇所の設置場所に計 10 本高さ約 0.50m、幅約 11.0m（4 本）、高さ約 0.50m、幅約 5.3m（2 本）、高さ約 0.73m、幅約 4.2m（2 本）、高さ約 0.63m、幅約 8.4m（2 本）及び尾駁沼 2 箇所の設置場所に計 106 本（高さ約 4.0m、幅約 20.0m）の合計 116 本を確保する設計とする。また、予備として 116 本を確保する設計とし、保有数として計 232 本を確保する設計とする。抑③-5、抑④-3</p>	<p>再処理施設と共用する抑制設備の放射性物質吸着材は、MOX燃料加工施設の敷地を通る排水路を考慮して、排水路に設置するため、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。抑③-6、抑④-4</p>	<p>再処理施設と共用する抑制設備の放射性物質吸着材は、MOX燃料加工施設の敷地を通る排水路を考慮して、排水路に設置する必要数を確保することに加えて、予備として故障時のバックアップを確保する。抑④</p>	<p>必要数は、各設置場所に必要な幅に対して汚濁防止膜を二重に計 2 本設置することとし、雨水排水路集水樹 9 箇所の設置場所に計 18 本（高さ約 3m、幅約 3m（12 本）、高さ約 2m、幅約 3m（6 本））及び放水路 3 箇所の設置場所に計 6 本（高さ約 4m、幅約 4m（6 本））の合計 24 本使用する設計とする。 また、予備については、保守点検は目視点検であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、破れ等の破損時の予備用として各設置場所に対して 2 本の計 24 本を保管することとし、予備を含めた保有数として設置場所 12 箇所分の合計 48 本を保管する。</p>	<p>抑③-5、抑④-3（P19 から）</p>
<p>（当社の記載） 〈不一致の理由〉 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の 27 条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開して記載しているため。</p>	<p>再処理施設と共用する抑制設備の放射性物質吸着材は、必要数として、雨水集水樹 5 箇所に計約 5,430 kgを確保する設計とする。また、予備として、計約 5,430 kgを確保する設計とし、保有数として計約 10,860 kgを確保する設計とする。抑③-7、抑④-5</p>	<p>再処理施設と共用する抑制設備の放射性物質吸着材は、MOX燃料加工施設の敷地を通る排水路を考慮して、排水路に設置する必要数を確保することに加えて、予備として故障時のバックアップを確保する。抑③-6、抑④-4</p>	<p>再処理施設と共用する抑制設備の放射性物質吸着材は、MOX燃料加工施設の敷地を通る排水路を考慮して、排水路に設置する必要数を確保することに加えて、予備として故障時のバックアップを確保する。抑④</p>		
	<p>再処理施設と共用する抑制設備の小型</p>	<p>再処理施設と共用する抑制設備の小型船</p>	<p>再処理施設と共用する抑制設備の小型船</p>		<p>抑③-7、抑④-5（P19 から）</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十四条（工場等外への放射性物質等の拡散を抑制するための設備）（16 / 19）

<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の27条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開して記載しているため。</p>	<p>船舶は、尾駁沼に可搬型汚濁水拡散防止フェンスを設置するために必要な能力を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1艇、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2艇の合計3艇以上を確保する設計とする。抑③-8, 抑④-6</p> <p>再処理施設と共用する抑制設備の運搬車は、可搬型汚濁水防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶を運搬するために、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。抑③-9, 抑④-7</p> <p>点検保守による待機除外時のバックアップについては、同型設備である「7.6 水供給設備」の運搬車の点検保守による待機除外時のバックアップと兼用する設計とする。抑③-10, 抑④-8</p> <p>再処理施設と共用する抑制設備の可搬型中型移送ポンプ運搬車は、可搬型汚濁水防止フェンスを運搬できる設計とするとともに、保有数は、必要数として2台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを3台の合計5台以上を確保する設計とする。抑③-11, 抑④-9</p> <p>抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び小型船舶は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。抑⑤-1</p> <p>屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。抑⑤-2</p> <p>抑制設備の小型船舶は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に</p>	<p>船舶は、尾駁沼に可搬型汚濁水拡散防止フェンスを設置するために必要な能力を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1艇、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2艇の合計3艇以上を確保する。抑③-8, 抑④-6</p> <p>【許可からの変更点等】 基本設計方針対象設備の個数については、許可本文の記載を踏まえ基本設計方針にて記載する。</p> <p>【「等」の解説】 「コンテナ等」は、複数種類のコンテナの総称として許可の記載のとおりとした。（以下同じ）</p> <p>抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び小型船舶は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。抑⑤-1</p> <p>屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。抑⑤-2</p> <p>抑制設備の小型船舶は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、</p>	<p>船舶は、尾駁沼に可搬型汚濁水拡散防止フェンスを設置するために必要な能力を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1艇、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2艇の合計3艇以上を確保する。抑③-8, 抑④-6</p> <p>抑③-8, 抑④-6 (P19 から)</p> <p>抑③-9, 抑④-7 (P19 から)</p> <p>抑③-10, 抑④-8 (P19 から)</p> <p>抑③-11, 抑④-9 (P19 から)</p> <p>(d) 環境条件等 基本方針については、「イ. (ハ) (1) ③ 環境条件等」に示す。抑③-11, 抑④-9 i. 可搬型重大事故等対処設備 抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び小型船舶は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。抑⑤-1</p> <p>屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。抑⑤-2</p> <p>抑制設備の小型船舶は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、</p>	<p>抑③-8, 抑④-6 (P19 から)</p> <p>抑③-9, 抑④-7 (P19 から)</p> <p>抑③-10, 抑④-8 (P19 から)</p> <p>抑③-11, 抑④-9 (P19 から)</p>
---	---	---	---	---

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十四条（工場等外への放射性物質等の拡散を抑制するための設備）（17 / 19）

<p>【「等」の解説】 「風（台風）等」について、考慮している自然現象の内容は個々の設備の評価とあわせて明確化するため、基本設計方針では等のままとした。（以下同じ）</p>	<p>保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。抑⑤-3</p>	<p>風（台風）等により機能を損なわない設計とする。抑⑤-3</p>	<p>風（台風）等により機能を損なわない設計とする。抑⑤</p>		
<p>【許可からの変更点】 表現の統一化。（以下同じ）</p>	<p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる抑制設備の小型船舶は、「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。抑⑤-4</p>	<p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる抑制設備の小型船舶は、「ロ. (ト)(2)②e. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。抑⑤-4</p>	<p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる抑制設備の小型船舶は、「イ. (ハ)(1)⑤ 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。抑⑤</p>		
<p>（当社の記載） 〈不一致の理由〉 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の27条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開して記載しているため。</p>	<p>抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。抑⑤-5</p>	<p>抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。抑⑤-5</p>	<p>抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。抑⑤</p>		
	<p>抑制設備の小型船舶は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。抑⑤-6</p>	<p>抑制設備の小型船舶は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。抑⑤-6</p>	<p>屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、コンテナ等に収容して保管し、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響（降下火砕物による積載荷重）に対しては除灰する手順を整備する。抑⑤</p> <p>抑制設備の小型船舶は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。抑⑤</p>		
<p>【許可からの変更点】 設計方針の内容を明確にするため、30条重大事故等対処設備の基本設計方針に記載する操作性に係る内容を追記した。</p>	<p>抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、簡便な接続方式に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。抑⑥-1</p>	<p>抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、簡便な接続方式とすることで、現場での接続が可能な設計とする。抑⑥-1</p>	<p>(e) 操作性の確保 基本方針については、「イ. (ハ)(1)④ a. 操作性の確保」に示す。抑⑤</p> <p>抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、簡便な接続方式とすることで、現場での接続が可能な設計とする。抑⑤</p> <p>c. 主要設備の仕様 抑制設備の主要設備の仕様を添5第51表に示す。抑⑤</p> <p>d. 系統構成及び主要設備 (a) 系統構成 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備として、建物に放水した水に放射性物質が含まれていることを考慮し、MOX燃料加工施設の敷地を通る排</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十四条（工場等外への放射性物質等の拡散を抑制するための設備）（18 / 19）

<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の 27 条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開して記載しているため。</p>	<p>抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観の</p>	<p>抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観の確認が可</p>	<p>水路を通じてMOX燃料加工施設の敷地に隣接する尾駁沼及び海洋へ放射性物質が流出することを抑制するための重大事故等対処設備として、抑制設備を使用する。抑◇</p> <p>抑制設備は、可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材、小型船舶、運搬車及び可搬型中型移送ポンプ運搬車で構成する。抑◇</p> <p>放射性物質の流出を抑制するための対処では、抑制設備に加えて水供給設備の一部であるホース展張車及び補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を使用する。抑◇</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。抑◇</p> <p>水供給設備の一部であるホース展張車を可搬型重大事故等対処設備として配備する。抑◇</p> <p>補機駆動用燃料補給設備については「ト. (イ)(4)④ 系統構成」に、水供給設備については「ト. (イ)(6)④ 系統構成及び主要設備」に示す。抑◇</p> <p>(b) 主要設備</p> <p>可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、建物に放水した水に放射性物質が含まれていることを考慮し、MOX燃料加工施設の敷地を通る排水路に設置して、放射性物質の流出を抑制できる設計とする。抑◇</p> <p>放射性物質吸着材及び小型船舶は、運搬車により運搬できる設計とする。抑◇</p> <p>排水路に設置する可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、運搬車により運搬できる設計とする。抑◇</p> <p>尾駁沼に設置する可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、ホース展張車及び可搬型中型移送ポンプ運搬車で運搬できる設計とする。抑◇</p> <p>抑制設備の配置図を添 5 第 75 図に示す。抑◇</p> <p>e. 試験・検査</p> <p>基本方針については、「イ. (ハ)(1)① b. 試験・検査性」に示す。放◇</p> <p>抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観の確認が可</p>		
---	---	---	--	--	--

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十四条（工場等外への放射性物質等の拡散を抑制するための設備）（19 / 19）

<p>【「等」の解説】 詳細な保守・修理の方法については、保安規定に基づき策定する施設管理実施計画において明確化するため、基本設計方針では「等」のままとした。（以下同じ）</p>	<p>確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。抑⑦-1</p> <p>抑制設備の小型船舶は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、員数確認、性能確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、分解点検等が可能な設計とする。抑⑦-2</p>	<p>能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。抑⑦-1</p> <p>抑制設備の小型船舶は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、員数確認、性能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、分解点検等が可能な設計とする。抑⑦-2</p> <p>a. 主要な設備 [可搬型重大事故等対処設備] 可搬型汚濁水拡散防止フェンス（再処理施設と共用） 数 量 1 式 抑③-5, 抑④-3 放射性物質吸着材（再処理施設と共用） 数 量 1 式 抑③-7, 抑④-5 小型船舶（再処理施設と共用） 艇 数 3 艇（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2艇） 抑③-8, 抑④-6 運搬車（再処理施設と共用） 台 数 2 台（予備として故障時時のバックアップを1台）（待機除外時のバックアップを水供給設備の運搬車の待機除外時のバックアップと兼用） 抑③-9, 抑④-7, 抑③-10, 抑④-8</p> <p>可搬型中型移送ポンプ運搬車（再処理施設と共用） 台 数 5 台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを3台） 抑③-11, 抑④-9</p>	<p>能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。抑⑦-1</p> <p>抑制設備の小型船舶は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、員数確認、性能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、分解点検等が可能な設計とする。抑⑦-2</p>		
<p>（当社の記載） <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の27条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開して記載しているため。</p>					<p>抑③-5, 抑④-3 (P15 ~) 抑③-7, 抑④-5 (P15 ~)</p> <p>抑③-8, 抑④-6 (P16 ~)</p> <p>抑③-9, 抑④-7 抑③-10, 抑④-8 (P16 ~)</p> <p>抑③-11, 抑④-9 (P16 ~)</p>

設工認申請書 各条文の設計の考え方

第三十四条（工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備）					
1. 技術基準の条文，解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
放① 抑①	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備に関する説明	技術基準の要求事項を受けている内容	1項1号	—	c, e
放② 抑②	共通要因故障に対する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第34条）の設備として考慮すべき特記事項	— (30条3項2号) (30条3項4号) (30条3項6号)	—	b
放③ 抑③	悪影響防止に関する内容	技術基準規則（第30条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第34条）の設備として考慮すべき特記事項	— (30条1項6号)	—	b
放④ 抑④	個数及び容量に関する内容	技術基準規則（第30条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第34条）の設備として考慮すべき特記事項	— (30条1項1号)	—	a
放⑤ 抑⑤	環境条件等に関する内容	技術基準規則（第30条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第34条）の設備として考慮すべき特記事項	— (30条1項2号) (30条1項7号) (30条3項3号) (30条3項4号)	—	b
放⑥ 抑⑥	操作性の確保に関する内容	技術基準規則（第30条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第34条）の設備として考慮すべき特記事項	— (30条1項3号) (30条1項5号) (30条3項1号)	—	b
放⑦ 抑⑦	試験・検査性の確保に関する内容	技術基準規則（第30条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第34条）の設備として考慮すべき特記事項	— (30条1項4号)	—	b

設工認申請書 各条文の設計の考え方

放⑧ 抑⑧	放射性物質の拡散を抑制するための対処及び航空機燃料火災への対処に使用する設備	放射性物質の拡散を抑制するための対処及び航空機燃料火災への対処に使用する水供給設備に係る事項	-	-	d
2. 事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
放① 抑①	他条文で展開する事項	第 36 条電源設備（補機駆動用燃料補給設備）にて、説明する内容であるため、記載しない	-		
放②	設備仕様	仕様表に記載する内容である。	f		
3. 事業変更許可申請書の添五のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
放④ 抑④	重複記載	事業変更許可申請書の本文又は添付書類五の記載と重複する内容である。	-		
放② 抑②	第 30 条からの展開事項の基本方針	本条文にて第 30 条「重大事故等対処設備」に関連する設計方針を展開しているが、基本方針については第 30 条の基本設計方針にて記載する。	b		
放③ 抑③	保安規定（除雪及び除灰）に関する運用	保安規定（除雪及び除灰）に関する事項は第 30 条「重大事故等対処設備」にて明確にするため、記載しない。	-		
放④ 抑④	系統図、配置図の呼び込み	系統図、配置図の呼び込み場所の記載である。	e		
放⑤	仕様表の呼び込み	仕様表の呼び込み場所の記載である。	f		
4. 添付書類等					
No.	書類名				
a	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書				
b	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書				
c	V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書				
d	V-1-6-3 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に関する説明書				
e	V-2-3 系統図 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図				
f	仕様表				

別紙 2

基本設計方針を踏まえた添付書類の
記載及び申請回次の展開

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請								
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載		
1	拡散抑制設備の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「3.自然現象」、「5.火災等による損傷の防止」、「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8.設備に対する要求事項」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	重大事故等が発生した場合において、工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な重大事故等対処設備として、放水設備及び抑塵設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 2.1 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	【1.概要】 【2.基本方針】 【2.1 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備】 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために以下の設備を設けることを説明する。 ・大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備 ・海洋、下線、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備 ・燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3	燃料加工建屋において重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の拡散に至るおそれがある場合、建屋に放水し、放射性物質の拡散を抑制するために必要な重大事故等対処設備として放水設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書 2.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備 3.施設の詳細設計方針 3.1 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 3.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備	【2.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備】 ・燃料加工建屋にて重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の拡散に寄与おそれがある場合に、建屋に放水し、放射性物質の拡散を抑制するための設備として、放水設備を設けることを説明する。 【3.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備】 ○大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・大気中への放射性物質の拡散を抑制するために用いる設備構成 ・放水設備の系統構成 ・第1貯水槽から燃料加工建屋までのホース敷設ルート ・放水に係る操程と放水範囲 ・建屋への放水に係る考慮事項	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
4	燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合、泡消火又は放水による消火活動を実施するために必要な重大事故等対処設備として放水設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書 2.1.3燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備 3.1.3 燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備	【2.1.3燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備】 燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合、泡消火又は放水による消火活動を実施するために必要な設備として放水設備を設けることを説明する。 【3.1.3 燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備】 ○燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・航空機衝突による航空機燃料火災による放射性物質の拡散を抑制するための設備構成 ・放水設備の系統 (3.1.1大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備と同様) ・泡消火薬剤の供給方法と泡消火薬剤の量当性について ・航空機燃料火災への対応に係る考慮事項	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	放水設備は、大型移送ポンプ車(再処理施設と共用(以下同じ。))、可搬型放水砲(再処理施設と共用(以下同じ。))、可搬型建屋外ホース(再処理施設と共用(以下同じ。))、ホーローロード(再処理施設と共用(以下同じ。))、可搬型放水砲流量計(再処理施設と共用(以下同じ。))及び可搬型放水砲圧力計(再処理施設と共用(以下同じ。))で構成し、放射性物質の拡散を抑制するとともに航空機燃料火災に対応できる設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース ホーローロード 可搬型放水砲流量計 可搬型放水砲圧力計	基本方針	V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書 2.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備 2.1.3燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備 3.施設の詳細設計方針 3.1 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 3.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備 3.1.3 燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備 V-2-3 系統図 V-2-4 設置図 V-2-5 構造図	【2.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備】 【2.1.3燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備】 【3.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備】 【3.1.3 燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備】 ○大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備及び燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・大気中への放射性物質の拡散を抑制するために用いる設備構成 ・放水設備の系統構成 【V-2-3系統図、V-2-4設置図、V-2-5構造図】 ・放水設備の系統構成、設置場所について、系統図、配置図にて説明する。 ・放水設備の構造について、構造図にて説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
6	放射性物質の拡散を抑制するための対処及び航空機燃料火災への対処では、水供給設備の一部である第1貯水槽、ホース展開車及び運搬車を使用する。水供給設備の一部である第1貯水槽を常設重大事故等対処設備として設置する。水供給設備の一部であるホース展開車及び運搬車を可搬型重大事故等対処設備として配備する。水供給設備については、「1 1-1 第2章 7.6 水供給設備」に示す。	機能要求① 機能要求②	第1貯水槽 ホース展開車 運搬車	設計方針(設備構成)	V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 3.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備 3.1.3 燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備 V-1-6-3 重大事故等への対処に必要な水の供給設備に関する説明書 2.1 重大事故等への対処に必要な水の供給設備	【3.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備】 【3.1.3 燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備】 ○大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・大気中への放射性物質の拡散を抑制するために用いる設備構成 【2.1 重大事故等への対処に必要な水の供給設備】 ・放射性物質の拡散を抑制するための対処及び航空機燃料火災への対処に係る水供給設備について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
7	放水設備は、燃料加工建屋において重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の拡散に至るおそれがある場合、大型移送ポンプ車から供給する水を、可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲により燃料加工建屋に放水できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース 第1貯水槽	基本方針	V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 3.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備	【3.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備】 ○大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・大気中への放射性物質の拡散を抑制するために用いる設備構成 ・放水設備の系統構成 ・第1貯水槽から燃料加工建屋までのホース敷設ルート ・放水に係る操程と放水範囲	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類
1	拡散抑制設備の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「3.自然現象」、「5.火災等による損傷の防止」、「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8.設備に対する要求事項」に基づく設計とする。	冒頭宣言											
2	重大事故等が発生した場合において、工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な重大事故等対応設備として、放水設備及び抑塵設備を設ける設計とする。	冒頭宣言											<p>【1.概要】</p> <p>【2.基本方針】</p> <p>【2.1 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備】</p> <p>工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために以下の設備を設けることを説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備 ・海洋、下流、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備 ・燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備
3	燃料加工建屋において重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の拡散に至るおそれがある場合、建屋に放水し、放射性物質の拡散を抑制するために必要な重大事故等対応設備として放水設備を設ける設計とする。	冒頭宣言											<p>V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書</p> <p>【2.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料加工建屋において重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の拡散に至るおそれがある場合に、建屋に放水し、放射性物質の拡散を抑制するための設備として、基本設備を設けることを説明する。 <p>【3.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大気中への放射性物質の拡散を抑制するために用いる設備構成 ・放水設備の系統構成 ・第1貯水槽から燃料加工建屋までのホース敷設ルート ・放水に係る操程と放水範囲 ・建屋への放水に係る考慮事項
4	燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合、消火又は放水による消火活動を実施するために必要な重大事故等対応設備として放水設備を設ける設計とする。	冒頭宣言											<p>V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書</p> <p>【2.1.3 燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ○燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備構成 ・放水設備の系統 (3.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備と並び) ・高圧水素用の供給方法と高圧水素量の管理について ・航空機燃料火災への対応に係る考慮事項
5	放水設備は、大型移送ポンプ車(再処理施設と共用(以下同じ。))、可搬型放水砲(再処理施設と共用(以下同じ。))、可搬型建屋外ホース(再処理施設と共用(以下同じ。))、ホースローダ(再処理施設と共用(以下同じ。))、可搬型放水砲流量計(再処理施設と共用(以下同じ。))及び可搬型放水砲圧力計(再処理施設と共用(以下同じ。))で構成し、放射性物質の拡散を抑制するとともに航空機燃料火災に対応できる設計とする。	機能要求①											<p>V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書</p> <p>【2.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備】</p> <p>【2.1.3 燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備】</p> <p>【3.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備】</p> <p>【3.1.3 燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備】</p> <p>V-2-3 系統図 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図</p> <p>【V-2-3系統図、V-2-4配置図、V-2-5構造図】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放水設備の系統構成、設置場所について、系統図、配置図にて説明する。 ・放水設備の構造について、構造図にて説明する。
6	放射性物質の拡散を抑制するための対応及び航空機燃料火災への対応では、水供給設備の一部である第1貯水槽、ホース展開車及び運搬車を使用する。水供給設備の一部である第1貯水槽を常設重大事故等対応設備として設置する。水供給設備の一部であるホース展開車及び運搬車を可搬型重大事故等対応設備として配備する。水供給設備については、「1-1 第2章 7.6 水供給設備」に示す。	機能要求①											<p>V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書</p> <p>【3.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備】</p> <p>【3.1.3 燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備】</p> <p>【2.1 重大事故等への対応に必要な水の供給設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質の拡散を抑制するための対応及び航空機燃料火災への対応に係る水供給設備について説明する。
7	放水設備は、燃料加工建屋において重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の拡散に至るおそれがある場合、大型移送ポンプ車から供給する水を、可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲により燃料加工建屋に放水できる設計とする。	機能要求① 機能要求②											<p>V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書</p> <p>【機能要求②】</p> <p>大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース</p> <p>【3.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ○大気中への放射性物質の拡散を抑制するために用いる設備構成 ・放水設備の系統構成 ・第1貯水槽から燃料加工建屋までのホース敷設ルート ・放水に係る操程と放水範囲

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表
8	放水設備は、燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合、大型移送ポンプ車から水及び泡消火薬剤(2m3)を、可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲へ供給することで、放水による消火活動を行い、航空機燃料火災に対応できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース 第1貯水槽	基本方針	V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書 3.1.3 燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備	【3.1.3 燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備】 ○燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために用いる設備構成 ・放水設備の系統(3.1.1大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備と同じ) ・泡消火薬剤の供給方法と泡消火薬剤量の妥当性について									
9	放水設備は、移動等により複数の方向から燃料加工建屋に向けて放水することが可能な設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース ホイールローダ 第1貯水槽	基本方針	V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書 3.1 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 3.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備 3.1.3 燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備	【3.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備】 ○大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・大気中への放射性物質の拡散を抑制するために用いる設備構成 ・放水設備の系統構成 ・第1貯水槽から燃料加工建屋までのホース敷設ルート ・放水に係る操作と放水範囲 ・建屋への放水に係る考慮事項 【3.1.3 燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備】 ○燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・放水設備の系統(3.1.1大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備と同じ) ・泡消火薬剤の供給方法と泡消火薬剤量の妥当性について ・航空機燃料火災への対応に係る考慮事項									
10	放水設備の可搬型放水砲は、放水設備のホイールローダを用いて運搬できる設計とする。	設置要求	可搬型放水砲	基本方針	V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書 3.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備 3.1.3 燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備	【3.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備】 ○大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・大気中への放射性物質の拡散を抑制するために用いる設備構成 ・放水設備の系統構成 ・第1貯水槽から燃料加工建屋までのホース敷設ルート ・放水に係る操作と放水範囲 ・建屋への放水に係る考慮事項 【3.1.3 燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備】 ○燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・放水設備の系統(3.1.1大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備と同じ) ・泡消火薬剤の供給方法と泡消火薬剤量の妥当性について ・航空機燃料火災への対応に係る考慮事項									
11	放水系統には、放水設備の可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計を設置し、放水時の流量及び圧力を確認できる設計とする。	機能要求②	可搬型放水砲流量計 可搬型放水砲圧力計	基本方針	V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書 2.1.4 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る計器 2.1.4 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る計器	【2.1.4 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る計器】 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備、燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備の対称を実施するため、放水砲圧力と放水砲流量を計測するための設備を設けることを説明する。 【2.1.4 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る計器】 ○工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る計器の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・可搬型放水砲流量計の測定原理、計測範囲 ・可搬型放水砲圧力計の測定原理、計測範囲									
12	放水設備の可搬型放水砲流量計は、乾電池を使用する設計とする。	機能要求①	可搬型放水砲流量計	基本方針	V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書 3.1.4 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る計器	【3.1.4 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る計器】 ○工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る計器の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・可搬型放水砲流量計の測定原理、計測範囲 ・可搬型放水砲圧力計の測定原理、計測範囲									
13	建物への放水については、臨界安全に及ぼす影響をあらかじめ考慮して行うことを、保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針	V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 3.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備 3.1.3 燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備	【3.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備】 ○大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・建屋への放水に係る考慮事項 【3.1.3 燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備】 ○燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災への対応に係る考慮事項									
14	放水設備は、再処理施設と共用する。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース ホイールローダ 可搬型放水砲流量計 可搬型放水砲圧力計	設計方針(悪影響防止)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用】 重大事故等対地設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。									

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
8	放水設備は、燃料加工建屋周辺における航空機燃料火災が発生した場合、大型移送ポンプ車から水及び泡消火薬剤(2m3)を、可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲へ供給することで、放水による消火活動を行い、航空機燃料火災に対応できる設計とする。	機能要求① 機能要求②							第1貯水槽 【機能要求②】 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	(ポンプ)容量 吐出圧力 原動機 (主配管) 外径・厚さ	V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書 3.1.3 燃料加工建屋周辺における航空機燃料火災による航空機燃料火災に対応するための設備			【3.1.3 燃料加工建屋周辺における航空機燃料火災による航空機燃料火災に対応するための設備】 ○燃料加工建屋周辺における航空機燃料火災による航空機燃料火災に対するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・燃料加工建屋周辺における航空機燃料火災による航空機燃料火災に対応するための設備の系統(3.1.1大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備と同一) ・泡消火薬剤の供給方法と泡消火薬剤量の妥当性について
9	放水設備は、移動等により複数の方向から燃料加工建屋に向けて放水することが可能な設計とする。	設置要求							大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース ホイールローダ 第1貯水槽				【3.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備】 ○大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・大気中への放射性物質の拡散を抑制するために用いる設備構成 ・放水設備の系統構成 ・第1貯水槽から燃料加工建屋までのホース敷設ルート ・放水に係る揚程と放水範囲 ・建屋への放水に係る考慮事項 【3.1.3 燃料加工建屋周辺における航空機燃料火災による航空機燃料火災に対応するための設備】 ○燃料加工建屋周辺における航空機燃料火災による航空機燃料火災に対するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・燃料加工建屋周辺における航空機燃料火災による航空機燃料火災に対応するための設備の系統(3.1.1大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備と同一) ・泡消火薬剤の供給方法と泡消火薬剤量の妥当性について ・航空機燃料火災への対応に係る考慮事項	
10	放水設備の可搬型放水砲は、放水設備のホイールローダを用いて運搬できる設計とする。	設置要求							可搬型放水砲				【3.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備】 ○大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・大気中への放射性物質の拡散を抑制するために用いる設備構成 ・放水設備の系統構成 ・第1貯水槽から燃料加工建屋までのホース敷設ルート ・放水に係る揚程と放水範囲 ・建屋への放水に係る考慮事項 【3.1.3 燃料加工建屋周辺における航空機燃料火災による航空機燃料火災に対応するための設備】 ○燃料加工建屋周辺における航空機燃料火災による航空機燃料火災に対するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・燃料加工建屋周辺における航空機燃料火災による航空機燃料火災に対応するための設備の系統(3.1.1大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備と同一) ・泡消火薬剤の供給方法と泡消火薬剤量の妥当性について ・航空機燃料火災への対応に係る考慮事項	
11	放水系統には、放水設備の可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計を設置し、放水時の流量及び圧力を確認できる設計とする。	機能要求②							【機能要求②】 可搬型放水砲流量計 可搬型放水砲圧力計	(計測装置) 検出器の種類 計測範囲	V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書 2.1.4 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る計測 3.1.4 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る計測 3.1.4 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る計測		【2.1.4 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る計測】 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備、燃料加工建屋周辺における航空機燃料火災による航空機燃料火災に対応するための設備の設計を策定するため、放水砲圧力と放水砲流量を計測するための設備を設けることを策定する。 【3.1.4 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る計測】 ○工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る計測に関する設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・可搬型放水砲流量計の測定原理、計測範囲 ・可搬型放水砲圧力計の測定原理、計測範囲	
12	放水設備の可搬型放水砲流量計は、乾電池を使用する設計とする。	機能要求①							可搬型放水砲流量計				【3.1.4 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る計測】 ○工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る計測に係る計測の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・可搬型放水砲流量計の測定原理、計測範囲 ・可搬型放水砲圧力計の測定原理、計測範囲	
13	建物への放水については、臨界安全に及ぼす影響をあらかじめ考慮して行うことを、保安規定に定めて、管理する。	運用要求							施設共通 基本設計方針				【3.1.1 大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備】 ○大気中への放射性物質の拡散を抑制するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・建屋への放水に係る考慮事項。 【3.1.3 燃料加工建屋周辺における航空機燃料火災による航空機燃料火災に対応するための設備】 ○燃料加工建屋周辺における航空機燃料火災による航空機燃料火災に対するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・航空機燃料火災への対応に係る考慮事項	
14	放水設備は、再処理施設と共用する。	機能要求①							大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース 可搬型放水砲流量計 可搬型放水砲圧力計		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する設計書 2.重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 影響停止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用		【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表
15	再処理施設と共用する放水設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処に同時に対応することを考慮し、十分な容量を確保することと、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース ホイールローダ 可搬型放水砲流量計 可搬型放水砲圧力計	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (個数及び容量)	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・放射性物質の拡散の抑制(建屋への放水、航空機燃料火災発生時の消火活動に必要な大型移送ポンプ車、可搬型放水砲の容量、吐出圧力、原動機出力を設定根拠説明書にて説明する。 ・放射性物質の拡散の抑制(建屋への放水、航空機燃料火災発生時の消火活動に必要な大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、可搬型建屋外ホース、可搬型放水砲流量計、可搬型放水砲圧力計の必要数を設定根拠説明書にて説明する。 【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。 【3.1 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備】 放射性物質の拡散の抑制(建屋への放水、航空機燃料火災発生時の消火活動に必要な可搬型建屋外ホースの必要数を適性説明書にて説明する。									
16	放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、可搬型建屋外ホース、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、故障時バックアップを含めて必要な機能を燃料加工建屋から100m以上の距離距離を確保した建屋の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース 可搬型放水砲流量計 可搬型放水砲圧力計	設計方針 (共通要因故障に対する考慮等(可搬型重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 2.3.1 基本方針 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3.1基本方針 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備の位置的分散について考慮する事項を説明する。									
17	放水設備の大型移送ポンプ車は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針 (悪影響防止)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (1) 内部発生飛散物による影響	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (1) 内部発生飛散物による影響】 ・重大事故等対処設備が内部発生飛散物として、他の設備へ与える悪影響に対して考慮する事項を説明する。									
18	屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、電巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることと他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針 (悪影響防止)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響(電気的影響を含む。)等	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響(電気的影響を含む。)等】 ・重大事故等対処設備の電巻による悪影響について考慮する事項を説明する。									
19	再処理施設と共用する大気中への放射性物質の拡散を抑制するために使用する放水設備の大型移送ポンプ車は、燃料加工建屋の最高点である屋上全般にわたって放水設備の可搬型放水砲で放水するための水を供給する設計とする。	機能要求②	大型移送ポンプ車	設計方針 (個数及び容量) 設計方針 (悪影響防止)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響(電気的影響を含む。)等										
20	放水設備の可搬型放水砲で最大の容量の放水を可能にするため、放水設備の大型移送ポンプ車は、必要な容量を有する設計とする。また、飛来物は、必要数及び予備として故障時及び点検保守による待機時外のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	大型移送ポンプ車	設計方針 (個数及び容量) 設計方針 (悪影響防止)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響(電気的影響を含む。)等										
21	再処理施設と共用する燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車は、燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために放水設備の可搬型放水砲で放水するための水を供給する設計とする。放水設備の可搬型放水砲で放水する最大の容量に対して放水設備の大型移送ポンプ車は、必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	大型移送ポンプ車	設計方針 (個数及び容量) 設計方針 (悪影響防止)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響(電気的影響を含む。)等										
22	燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車は、必要な容量を有する設計とする。また、大気中への放射性物質の拡散を抑制するために使用する放水設備の大型移送ポンプ車を兼用する設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車	設計方針 (個数及び容量) 設計方針 (悪影響防止)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響(電気的影響を含む。)等										
23	再処理施設と共用する大気中への放射性物質の拡散を抑制するために使用する放水設備の可搬型放水砲は、燃料加工建屋の最高点である屋上全般にわたって放水するために必要な容量を有する設計とする。また、飛来物は、必要数及び予備として故障時及び点検保守による待機時外のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	可搬型放水砲	設計方針 (個数及び容量) 設計方針 (悪影響防止)	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・放射性物質の拡散の抑制(建屋への放水、航空機燃料火災発生時の消火活動に必要な大型移送ポンプ車、可搬型放水砲の容量、吐出圧力、原動機出力を設定根拠説明書にて説明する。 ・放射性物質の拡散の抑制(建屋への放水、航空機燃料火災発生時の消火活動に必要な大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、可搬型放水砲流量計、可搬型放水砲圧力計の必要数を設定根拠説明書にて説明する。 【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。									
24	再処理施設と共用する燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に使用する放水設備の可搬型放水砲は、燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	可搬型放水砲	設計方針 (個数及び容量) 設計方針 (悪影響防止)	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書	【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。									
25	燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に使用する放水設備の可搬型放水砲は、必要な容量を有する設計とする。また、大気中への放射性物質の拡散を抑制するために使用する放水設備の可搬型放水砲を兼用する設計とする。	設置要求	可搬型放水砲	設計方針 (個数及び容量) 設計方針 (悪影響防止)	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書	【3.1 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備】 放射性物質の拡散の抑制(建屋への放水、航空機燃料火災発生時の消火活動に必要な可搬型建屋外ホースの必要数を適性説明書にて説明する。									

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請							
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
15	再処理施設と共用する放水設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処に同時に対応することを考慮し、十分な取量を確保することと、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①											<p>V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書</p> <p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性</p> <p>V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書</p>	<p>【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】</p> <p>○ 備取及び容量</p> <p>・放射性物質の拡散の抑制(建屋への放水、航空機燃料火災発生時の消火活動に必要な大型移送ポンプ車、可搬型放水砲の容量、吐出圧力、原動機出力を設定根拠説明書にて説明する。</p> <p>・放射性物質の拡散の抑制(建屋への放水、航空機燃料火災発生時の消火活動に必要な大型移送ポンプ車、可搬型放水砲の容量、吐出圧力、原動機出力を設定根拠説明書にて説明する。</p> <p>【3.1 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備】</p> <p>放射線物質の拡散の抑制(建屋への放水、航空機燃料火災発生時の消火活動に必要な大型移送ポンプ車、可搬型放水砲の容量、吐出圧力、原動機出力を設定根拠説明書にて説明する。</p>	
16	放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、可搬型建屋外ホース、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、故障時バックアップを含めて必要な取量を燃料加工建屋から100m以上の距離距離を確保した建屋の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求											<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性</p> <p>2.3 共通要因故障に対する考慮</p> <p>2.3.1 基本方針</p> <p>(2) 可搬型重大事故等対処設備</p>	<p>【2.3.1基本方針 (2) 可搬型重大事故等対処設備】</p> <p>可搬型重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備の位置的分散について考慮する事項を説明する。</p>	
17	放水設備の大型移送ポンプ車は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①											<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性</p> <p>2.4 悪影響防止</p> <p>2.4.2 健全性確保のための設計方針</p> <p>(1) 内部発生飛散物による影響</p>	<p>【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (1) 内部発生飛散物による影響】</p> <p>・重大事故等対処設備が内部発生飛散物として、他の設備へ与える悪影響に対して考慮する事項を説明する。</p>	
18	屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることと他の設備に影響を及ぼさない設計とする。	運用要求											<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性</p> <p>2.4 悪影響防止</p> <p>2.4.2 健全性確保のための設計方針</p> <p>(3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響(電気的影響を含む。)等</p>	<p>【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響(電気的影響を含む。)等】</p> <p>・重大事故等対処設備の竜巻による悪影響について考慮する事項を説明する。</p>	
19	再処理施設と共用する大気中への放射性物質の拡散を抑制するために使用する放水設備の大型移送ポンプ車は、燃料加工建屋の最高点である屋上全般にわたって放水設備の可搬型放水砲で放水するための水を供給する設計とする。	機能要求②											<p>【機能要求②】</p> <p>大型移送ポンプ車</p>	<p>(ポンプ) 容量 吐出圧力 原動機</p>	
20	放水設備の可搬型放水砲で最大の容量の放水を可能にするため、放水設備の大型移送ポンプ車は、必要な容量を有する設計とする。また、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による停機除障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求											<p>【機能要求②】</p> <p>大型移送ポンプ車</p>	<p>(ポンプ) 容量</p>	
21	再処理施設と共用する燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車は、燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために放水設備の可搬型放水砲で放水するための水を供給する設計とする。また、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による停機除障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求②											<p>【機能要求②】</p> <p>大型移送ポンプ車</p>	<p>(ポンプ) 容量 吐出圧力 原動機</p>	
22	燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車は、必要な台数を有する設計とする。また、大気中への放射性物質の拡散を抑制するために使用する放水設備の大型移送ポンプ車を兼用する設計とする。	設置要求											<p>大型移送ポンプ車</p>		
23	再処理施設と共用する大気中への放射性物質の拡散を抑制するために使用する放水設備の可搬型放水砲は、燃料加工建屋の最高点である屋上全般にわたって放水するために必要な容量を有する設計とする。また、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による停機除障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求											<p>【機能要求②】</p> <p>可搬型放水砲</p>	<p>(主配管) 外径・厚さ</p>	
24	再処理施設と共用する燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に使用する放水設備の可搬型放水砲は、燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために必要な容量を有する設計とする。	機能要求②											<p>V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書</p> <p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性</p> <p>V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書</p>	<p>【機能要求②】</p> <p>可搬型放水砲</p>	<p>(主配管) 外径・厚さ</p>
25	燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に使用する放水設備の可搬型放水砲は、必要な台数を有する設計とする。また、大気中への放射性物質の拡散を抑制するために使用する放水設備の可搬型放水砲を兼用する設計とする。	設置要求											<p>【2.4 悪影響防止】</p> <p>重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。</p> <p>【3.1 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備】</p> <p>放射線物質の拡散の抑制(建屋への放水、航空機燃料火災発生時の消火活動に必要な大型移送ポンプ車の必要数を適性説明書にて説明する。</p>	<p>可搬型放水砲</p>	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請							
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
26	再処理施設と共用する放水設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対処に必要な管路を確保するため、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。	設置要求	可搬型建屋外ホース	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対地設備)) 設計方針 (悪影響防止)														
27	再処理施設と共用する放水設備の可搬型放水流量計は、放水設備の可搬型放水時の放水量を監視するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な測定範囲を有する設計とする。保有数は、必要数及び予備として故障時及び点検保守による待機時等のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	可搬型放水流量計	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対地設備)) 設計方針 (悪影響防止)														
28	再処理施設と共用する放水設備の可搬型放水圧力計は、放水設備の可搬型放水時の放水時の圧力を監視するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な測定範囲を有する設計とする。保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	可搬型放水圧力計	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対地設備)) 設計方針 (悪影響防止)														
29	再処理施設と共用する放水設備のホイールローダは、可搬型放水を運搬できる設計とする。保有数は、必要数として3台、予備として故障時及び点検保守による待機時等のバックアップを4台の合計7台以上を確保する設計とする。	設置要求	ホイールローダ	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対地設備)) 設計方針 (悪影響防止)														
30	放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲	設計方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対地設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (4) 汽水を供給する系統への影響	【2.3.2 重大事故等対地設備 (4) 汽水を供給する系統への影響】 ・ 重大事故時に汽水を供給する系統への影響を説明する。												
31	屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、風 (台風) 及び電巻に対して、風 (台風) 及び電巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、倒壊等の措置を講じて保管する設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対地設備))														
32	屋外に保管する放水設備の可搬型建屋外ホースは、風 (台風) 及び電巻に対して転倒防止、倒壊等の措置を講じて保管する設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対地設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 ・ 可搬型重大事故等対地設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。												
33	放水設備の可搬型放水流量計及び可搬型放水圧力計は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風 (台風) 等により重大事故等への対処に必要な機能を損わない設計とする。	設置要求	可搬型放水流量計 可搬型放水圧力計	設計方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対地設備))														
34	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に用いる放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水流量計は、「8.2 重大事故等対地設備」の「8.2.4. 地震を要因とする重大事故等に対する施設耐震設計」に基づき設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損わない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対地設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響】 ・ 可搬型重大事故等対地設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。												
35	放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、可搬型建屋外ホース、可搬型放水流量計及び可搬型放水圧力計は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損わない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対地設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響】 ・ 重大事故等対地設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。												
36	放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、可搬型放水流量計及び可搬型放水圧力計は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作性に支障がないように稼働率の高くなるおそれのない屋外で操作可能な設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型放水流量計 可搬型放水圧力計	設計方針 (環境条件等 (重大事故等対地設備の設置場所))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (6) 設置場所における放射線の影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (6) 設置場所における放射線の影響】 ・ 重大事故等対地設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。												
37	放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、可搬型建屋外ホース、可搬型放水流量計及び可搬型放水圧力計は、メンテナンスが容易にできるように、遠やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能に設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース 可搬型放水流量計 可搬型放水圧力計	設計方針 (操作性の確保)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保	【2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保】 ・ 重大事故等対地設備の操作性を説明する。												

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請							
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
26	再処理施設と共用する放水設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対応に必要な長さを確保するため、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。	設置要求										可搬型建屋外ホース			
27	再処理施設と共用する放水設備の可搬型放水流量計は、放水設備の可搬型放水砲の放水量を監視するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な測定範囲を有する設計とする。保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求										【機能要求②】 可搬型放水砲流量計	「計測装置」 検出器の種類 計測範囲		
28	再処理施設と共用する放水設備の可搬型放水砲圧力計は、放水設備の可搬型放水砲の放水時の圧力を監視するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な測定範囲を有する設計とする。保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求										【機能要求②】 可搬型放水砲圧力計	「計測装置」 検出器の種類 計測範囲		
29	再処理施設と共用する放水設備のホイールローダは、可搬型放水砲を運搬できる設計とする。保有数は、必要数として3台、予備として故障時及び点検保守による待機時のバックアップを4台の合計7台以上を確保する設計とする。	設置要求										ホイールローダ			
30	放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、汽水の影響に対し耐腐食性材料を使用する設計とする。	機能要求①										大型移送ポンプ車 可搬型放水砲	「ポンプ」 主要材料 「主配管」 主要材料	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (4) 汽水を供給する系統への影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(4) 汽水を供給する系統への影響】 ・ 重大事故時に汽水を供給する系統への影響を説明する。
31	屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、風（台風）及び電巻に対して、風（台風）及び電巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	運用要求										施設共通 基本設計方針			
32	屋外に保管する放水設備の可搬型建屋外ホースは、風（台風）及び電巻に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	運用要求										施設共通 基本設計方針		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針】 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響 ・ 可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。
33	放水設備の可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求										可搬型放水砲流量計 可搬型放水砲圧力計			
34	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に用いる放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲流量計は「4.2 重大事故等対処設備」の「5.2.4. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の前倒設計」に基づき設計することで重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言										基本方針		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針】 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響 ・ 可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。
35	放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、可搬型建屋外ホース、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、内部発生放射線の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生放射線の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言										基本方針		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針】 (5) 周辺機器等からの悪影響 ・ 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生放射線に対する防護方針を説明する。
36	放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように稼働率の高くなるおそれのない屋外で操作可能な設計とする。	設置要求										大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型放水砲流量計 可搬型放水砲圧力計		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (6) 設置場所における放射線の影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針】 (6) 設置場所における放射線の影響 ・ 重大事故等対処設備の設置場所における放射線による影響対策について説明する。
37	放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、可搬型建屋外ホース、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、オペラータに統一することにより、速やかに、容易かつ確実な現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①										大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース 可搬型放水砲流量計 可搬型放水砲圧力計		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保	【2.6 操作性及び試験・検査性】 (1) 操作性の確保 ・ 重大事故等対処設備の操作性を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請								
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載		
38	放水設備の大型移送ポンプ車は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、外観点検、異常確認、性能確認、分解点検等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、分解点検等が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針(試験・検査性)															
39	放水設備の大型移送ポンプ車は、車両として運転状態の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針(試験・検査性)		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。												
40	放水設備の可搬型放水砲は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	可搬型放水砲	設計方針(試験・検査性)															
41	放水設備の可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、検入力による機能、性能の確認及び校正並びに外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	可搬型放水砲流量計 可搬型放水砲圧力計	設計方針(試験・検査性)															
42	燃料加工建屋において重大事故等が発生し、大気中へ拡散した放射性物質が建屋への放水によってMOX燃料加工施設の敷地に降着する尾数溜及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合、放射性物質の流出を抑制するために必要な重大事故等対処設備として、抑制設備を設ける設計とする。	計画宣言	基本方針	基本方針			【3.1.2海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備】 ・燃料加工建屋において重大事故等が発生し、大気中へ拡散した放射性物質が建屋への放水によってMOX燃料加工施設の敷地に降着する尾数溜及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合、放射性物質の流出を抑制するための設備として、抑制設備を設けることを説明する。 【3.1.2海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備】 ○海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するために用いる設備構成 ・抑制設備の構成 ・可搬型汚濁水拡散防止フェンス等の設置するMOX燃料加工施設の敷地を通る排水路(雨水集水機5箇所)及び尾数溜(2箇所)の場所												
43	抑制設備は、可搬型汚濁水拡散防止フェンス(再処理施設と共用(以下同じ。))、放射性物質吸着材(再処理施設と共用(以下同じ。))、小型船舶(再処理施設と共用(以下同じ。))、可搬型中型移送ポンプ運搬車(再処理施設と共用(以下同じ。))及び運搬車(再処理施設と共用(以下同じ。))で構成し、放射性物質の流出を抑制できる設計とする。	機能要求①	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 小型船舶 運搬車 可搬型中型移送ポンプ運搬車	基本方針		V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書 2.1.2 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備 3.1.2 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備	【3.1.2海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備】 ○海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するために用いる設備構成 ・抑制設備の構成 ・可搬型汚濁水拡散防止フェンス等の設置するMOX燃料加工施設の敷地を通る排水路(雨水集水機5箇所)及び尾数溜(2箇所)の場所												
44	放射性物質の流出を抑制するための対処では、水供給設備の一部であるホース展開車を使用する。水供給設備の一部であるホース展開車を可搬型重大事故等対処設備として配備する。水供給設備については「1-1-1 第2章 7.6 水供給設備」に示す。	機能要求①	ホース展開車	設計方針(設備構成)		V-1-6-3 重大事故等への対処に必要な水の供給設備に関する説明書 2.1 重大事故等への対処に必要な水の供給設備	【2.1 重大事故等への対処に必要な水の供給設備】 ・海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための対処に用いる水供給設備について説明する。												
45	抑制設備は、燃料加工建屋において重大事故等が発生し、MOX燃料加工施設の敷地に降着する尾数溜及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合、MOX燃料加工施設の敷地を通る排水路(雨水集水機5箇所)に可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材を設置して、放射性物質の流出を抑制できる設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 運搬車	基本方針															
46	抑制設備は、海洋への放射性物質の流出を抑制するために、可搬型汚濁水拡散防止フェンスを尾数溜(2箇所)へ設置して、放射性物質の流出を抑制できる設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 小型船舶 運搬車 可搬型中型移送ポンプ運搬車	基本方針															
47	抑制設備の放射性物質吸着材及び小型船舶は、運搬車により運搬できる設計とする。	設置要求	放射性物質吸着材 小型船舶	基本方針		V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 3.1.2 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備	【3.1.2海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備】 ○海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するために用いる設備構成 ・抑制設備の構成 ・可搬型汚濁水拡散防止フェンス等の設置するMOX燃料加工施設の敷地を通る排水路(雨水集水機5箇所)及び尾数溜(2箇所)の場所												
48	排水路に設置する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、運搬車により運搬できる設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	基本方針															
49	尾数溜に設置する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、ホース展開車及び可搬型中型移送ポンプ運搬車で運搬できる設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	基本方針															

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
38	放水設備の大型移送ポンプ車は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、外観点検、異常確認、性能確認、分解点検等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、分解点検等が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	大型移送ポンプ車	-
39	放水設備の大型移送ポンプ車は、車両として運転状態の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	大型移送ポンプ車	-
40	放水設備の可搬型放水砲は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	可搬型放水砲	-
41	放水設備の可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、機関入力による機能、性能の確認及び校正並びに外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	可搬型放水砲流量計 可搬型放水砲圧力計	-
42	燃料加工建屋において重大事故等が発生し、大気中へ拡散した放射性物質が建物への放水によってWAX燃料加工施設の敷地に隣接する尾数貯及び海洋へ放射線物質が流出するおそれがある場合、放射性物質の流出を抑制するために必要な重大事故等対処設備として、抑制設備を設ける設計とする。	可搬型宣言	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	基本方針	-
43	抑制設備は、可搬型汚濁水拡散防止フェンス(再処理施設と共用(以下同じ。))、放射線物質吸着材(再処理施設と共用(以下同じ。))、小型船舶(再処理施設と共用(以下同じ。))、可搬型中型移送ポンプ運搬車(再処理施設と共用(以下同じ。))及び運搬車(再処理施設と共用(以下同じ。))で構成し、放射性物質の流出を抑制できる設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射線物質吸着材 小型船舶 運搬車 可搬型中型移送ポンプ運搬車	-
44	放射性物質の流出を抑制するための対処では、水供給設備の一部であるホース展開車を使用する。水供給設備の一部であるホース展開車を可搬型重大事故等対処設備として配備する。水供給設備については「1-1 第2章 7.6 水供給設備」に示す。	機能要求①	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	ホース展開車	-
45	抑制設備は、燃料加工建屋において重大事故等が発生し、WAX燃料加工施設の敷地に隣接する尾数貯及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合、WAX燃料加工施設の敷地を通る排水路(雨水集水路)に可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射線物質吸着材を設置して、放射性物質の流出を抑制できる設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射線物質吸着材 運搬車	-
46	抑制設備は、海洋への放射性物質の流出を抑制するために、可搬型汚濁水拡散防止フェンスを尾数貯(2箇所)へ設置して、放射性物質の流出を抑制できる設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 小型船舶 運搬車 可搬型中型移送ポンプ運搬車	-
47	抑制設備の放射線物質吸着材及び小型船舶は、運搬車により運搬できる設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	放射線物質吸着材 小型船舶	-
48	排水路に設置する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、運搬車により運搬できる設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	-
49	尾数貯に設置する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、ホース展開車及び可搬型中型移送ポンプ運搬車で運搬できる設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請								
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載		
50	抑制設備は、再処理施設と共用する。	機能要求①	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 小型船舶 運搬車 可搬型中型移送ポンプ運搬車	設計方針 (悪影響防止)															
51	再処理施設と共用する抑制設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対地での同様の対地を実施することで、共用によって重大事故等時の対地に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 小型船舶 運搬車 可搬型中型移送ポンプ運搬車	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (個数及び容量)															
52	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶は、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、故障時のバックアップを含めて必要な数量を複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 小型船舶	設計方針 (共通要因故障に対する考慮等 (可搬型重大事故等対地設備))															
53	屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、電害により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置を図ることによって他の設備に影響を及ぼさない設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針 (悪影響防止)															
54	再処理施設と共用する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、海岸、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するため、設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対地設備)) 設計方針 (悪影響防止)															
55	可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、必要数として、雨水集水樹5箇所を設置場所に計10本高さ約0.50m、幅約11.0m (4本)、高さ約0.50m、幅約5.3m (2本)、高さ約0.73m、幅約4.2m (2本)、高さ約0.63m、幅約8.4m (2本))及び尾数貯留所の設置場所に計106本 (高さ約4.0m、幅約20.0m) の合計116本を確保する設計とする。また、予備として116本を確保する設計とし、保有数として計232本を確保する設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対地設備)) 設計方針 (悪影響防止)															
56	再処理施設と共用する抑制設備の放射性物質吸着材は、MOX燃料加工施設の敷地を通る排水路を考慮して、排水路に設置するため、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。	設置要求	放射性物質吸着材	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対地設備)) 設計方針 (悪影響防止)															
57	放射性物質吸着材は、必要数として、雨水集水樹5箇所に計約5,430kgを確保する設計とする。また、予備として、計約5,430kgを確保する設計とし、保有数として計約10,860kgを確保する設計とする。	設置要求	放射性物質吸着材	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対地設備)) 設計方針 (悪影響防止)															
58	再処理施設と共用する抑制設備の小型船舶は、尾数貯留に可搬型汚濁水拡散防止フェンスを設置するために必要な能力を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1艇、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを鑑み合計3艇以上を確保する設計とする。	設置要求	小型船舶	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対地設備)) 設計方針 (悪影響防止)															
59	再処理施設と共用する抑制設備の運搬車は、可搬型汚濁水防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶を運搬するために、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。	設置要求	運搬車	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対地設備)) 設計方針 (悪影響防止)															
60	点検保守による待機除外時のバックアップについては、同型設備である「7.6 水供給設備」の運搬車の点検保守による待機除外時のバックアップと兼用する設計とする。	設置要求	運搬車	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対地設備)) 設計方針 (悪影響防止)															
61	再処理施設と共用する抑制設備の可搬型中型移送ポンプ運搬車は、可搬型汚濁水防止フェンスを運搬できる設計とするとともに、保有数は、必要数として2台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを3台の合計5台以上を確保する設計とする。	設置要求	可搬型中型移送ポンプ運搬車	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対地設備)) 設計方針 (悪影響防止)															

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請							
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規⑤)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
50	抑制設備は、再処理施設と共用する。	機能要求①											可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 小型船舶 運搬車 可搬型中型移送ポンプ運搬車	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 感影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共有	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共有】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。
51	再処理施設と共用する抑制設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対策で同様の対策を実施することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①											可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 小型船舶 運搬車 可搬型中型移送ポンプ運搬車	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 2.3.1基本方針 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3.1基本方針 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備の位置的分散について考慮する事項を説明する。
52	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶は、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、故障時のバックアップを含めて必要な数量を複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求											可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 小型船舶	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 2.3.1基本方針 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3.1基本方針 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備の位置的分散について考慮する事項を説明する。
53	屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、電害により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置を講ずることと他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	運用要求											施設共通 基本設計方針	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 感影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響（電気的影響を含む。）等	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響（電気的影響を含む。）等】 ・重大事故等対処設備の電害による悪影響について考慮する事項を説明する。
54	再処理施設と共用する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、海岸、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するため、設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。	設置要求											可搬型汚濁水拡散防止フェンス		
55	可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、必要数として、雨水集水樹5箇所を設置場所計10本高さ約0.50m、幅約11.0m（4本）、高さ約0.50m、幅約5.3m（2本）、高さ約0.73m、幅約4.2m（2本）、高さ約0.63m、幅約8.4m（2本）及び尾根沿い箇所設置場所計106本（高さ約4.0m、幅約20.0m）の合計116本を確保する設計とする。また、予備として116本を確保する設計とし、保有数として計232本を確保する設計とする。	設置要求											可搬型汚濁水拡散防止フェンス		
56	再処理施設と共用する抑制設備の放射性物質吸着材は、MOX燃料加工施設の敷地を通る排水路を考慮して、排水路に設置するため、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。	設置要求											放射性物質吸着材		
57	放射性物質吸着材は、必要数として、雨水集水樹5箇所計約5,430kgを確保する設計とする。また、予備として、計約5,430kgを確保する設計とし、保有数として計約10,860kgを確保する設計とする。	設置要求											放射性物質吸着材	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・放射性物質の拡散の抑制（河川、湖沼等への放射性物質の流出の抑制）に必要な小型船舶、運搬車、可搬型中型移送ポンプ運搬車の必要数を設定根拠説明書にて説明する。 【2.4 感影響防止】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。
58	再処理施設と共用する抑制設備の小型船舶は、尾根沿に可搬型汚濁水拡散防止フェンスを設置するために必要な能力を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1艇、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを3艇の合計3艇以上を確保する設計とする。	設置要求											小型船舶	V-1-6-2 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書	【3.1 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備】 放射性物質の拡散の抑制（尾根への放水、積雪機燃料水処理時の消火活動）に必要な可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材の必要数を適合性説明書にて説明する。
59	再処理施設と共用する抑制設備の運搬車は、可搬型汚濁水防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶を運搬するために、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。	設置要求											運搬車		
60	点検保守による待機除外時のバックアップについては、同型設備である「7.6 水供給設備」の運搬車の点検保守による待機除外時のバックアップと兼用する設計とする。	設置要求											運搬車		
61	再処理施設と共用する抑制設備の可搬型中型移送ポンプ運搬車は、可搬型汚濁水防止フェンスを運搬できる設計とするとともに、保有数は、必要数として2台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを3台の合計5台以上を確保する設計とする。	設置要求											可搬型中型移送ポンプ運搬車		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表
62	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び小型船舶は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。	機能要求①	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 小型船舶	設計方針(環境条件等(可搬型重大事故等対地設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (4) 汽水を供給する系統への影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (4) 汽水を供給する系統への影響】 ・ 重大事故時に汽水を供給する系統への影響を説明する。									
63	屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、風(台風)及び電巻に対して、風(台風)及び電巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対地設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 ・ 可搬型重大事故等対地設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。									
64	抑制設備の小型船舶は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	小型船舶	設計方針(環境条件等(可搬型重大事故等対地設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 ・ 可搬型重大事故等対地設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。									
65	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に用いる抑制設備の小型船舶は、「8.2 重大事故等対地設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の前掲設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対地設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 ・ 可搬型重大事故等対地設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。									
66	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対地設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの影響】 ・ 重大事故等対地設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。									
67	抑制設備の小型船舶は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように稼働率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。	設置要求	小型船舶	設計方針(環境条件等(重大事故等対地設備の設置場所))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (6) 設置場所における放射線の影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (6) 設置場所における放射線の影響】 ・ 重大事故等対地設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。									
68	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、簡便な接続方式に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	設計方針(操作性の確保)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保	【2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保】 ・ 重大事故等対地設備の操作性を説明する。									
69	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材	設計方針(試験・検査性)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 ・ 重大事故等対地設備の試験・検査性を説明する。									
70	抑制設備の小型船舶は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、外観点検、具数確認、性能確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、分解点検等が可能な設計とする。	機能要求①	小型船舶	設計方針(試験・検査性)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 ・ 重大事故等対地設備の試験・検査性を説明する。									

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
62	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び小型船舶は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。	機能要求①										可搬型汚濁水拡散防止フェンス 小型船舶	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (4) 汽水を供給する系統への影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針】 ④ 汽水を供給する系統への影響 ・重大事故時に汽水を供給する系統への影響を説明する。
63	屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、風（台風）及び電巻に対して、風（台風）及び電巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	運用要求										施設共通 基本設計方針	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針】 ② 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響 ・可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。
64	抑制設備の小型船舶は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求										小型船舶	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針】 ② 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響 ・可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。
65	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に用いる抑制設備の小型船舶は、「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の前掲設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言										基本方針	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針】 ② 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響 ・可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。
66	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言										基本方針	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (6) 周辺機器等からの悪影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針】 ⑤ 周辺機器等からの悪影響 ・重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。
67	抑制設備の小型船舶は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように乗重量の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。	設置要求										小型船舶	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件等 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (6) 設置場所における放射線の影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針】 ⑥ 設置場所における放射線の影響 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。
68	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、簡便な接続方式に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①										可搬型汚濁水拡散防止フェンス	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保	【2.6 操作性及び試験・検査性】 (1) 操作性の確保 ・重大事故等対処設備の操作性を説明する。
69	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。	機能要求①										可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性】 (2) 試験・検査性 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。
70	抑制設備の小型船舶は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、具数確認、性能確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、分解点検等が可能な設計とする。	機能要求①										小型船舶	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性】 (2) 試験・検査性 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
-：当該申請回次で記載しない項目

令和3年9月10日 R0

別紙 3

基本設計方針の添付書類への展開

注：本別紙は追而とする。

令和3年9月10日 R O

別紙 4

添付書類の発電炉との比較

注：本別紙は追而とする。

令和3年9月10日 R O

別紙 5

補足説明すべき項目の抽出

注：本別紙は追而とする。

令和3年9月10日 R O

別紙 6

変更前記載事項の 既設工認等との紐づけ

注：本別紙は追而とする。